

平成28年第4回 飯塚市議会会議録第3号

平成28年9月16日（金曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第4日 9月16日（金曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（鯉川信二）

これより本会議を開きます。きのうに引き続き、一般質問を行います。16番 吉田健一議員に発言を許します。16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

質問通告に従いまして、生活環境の保全についてということで、まず、飼い犬の管理等について、お伺いします。

近年、気持ち癒される等の理由から、犬や猫などペットとして飼われる方が全国的にも増加してきております。その反面、犬の散歩中のふん尿被害の苦情もふえており、飼い主等のマナー低下も問われているような状況であります。そこで、犬の所有者は、所在地に登録を申請するようになっていると思いますが、本市における犬の登録頭数の推移についてはどのようになっていますか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

犬の登録頭数の推移につきましては、平成25年度から27年度までの過去3年間で申し上げますと、平成25年度が6622頭、平成26年度が6696頭、平成27年度が6720頭となっております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今の数字を聞きますと、やはり、本市においても、頭数は若干ではあるが増加しているようです。では、この登録された犬について予防接種が行われていると思いますが、その接種率の推移についてはどのようになっているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

予防注射につきましては、動物病院におきまして、常時、行われておりますが、本市におきましても、毎年4月から5月にかけて、県の保健所や関係機関の協力のもと、各地区公民館や各支所等の140カ所で狂犬病予防注射を実施いたしております。

その接種率の推移につきましては、先ほどの登録頭数と同様に過去3年間で申し上げますと、平成25年度は64%、平成26年度が59.7%、平成27年度が51.2%というふうになっております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただ今の説明の中で接種率が低下しているようですが、狂犬病予防接種に関して、広報や啓発はされているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

予防注射に関しましては、まず、厚生労働省が毎年4月から6月を狂犬病予防注射月間と定めておりまして、ホームページやポスター、チラシ等によりまして、広報、啓発を行っております。本市におきましても、市報やホームページ、また、各支所にポスターを掲示するなど、広報、啓発に努めるとともに、毎年3月に、犬の登録者に対しまして、「狂犬病予防注射のお知らせ」や「問診票」を郵送し、書面にて周知徹底を図っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

引き続きお願いいたします。

それでは次に、犬のふん尿被害と環境問題についてお伺いします。市内における犬の登録頭数も増加しているということで、私も犬を飼っているのですが、散歩させたりしますが、その際、よく気になるのが、公園や農道、道路等に犬のふんが放置されたままの状態をよく目にいたします。私自身もそうですが、本来、犬のふんは飼い主が持ち帰り、適正に処理すべきだと思っております。そこで、犬のふん尿被害について苦情があるのではないかと思います。現状についてはどのようになっていますか。また、その対応についてはどのようにされているのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

犬のふん尿等による苦情につきましては、大体月4件程度あっておりまして、先ほど質問者も言われましたが、自宅の玄関前や、近くの公園等に犬のふんが放置されているということの内容がでございます。その対応といたしましては、飼い主が特定できれば直接指導を行います。しかしながら、現状として、このような事案は、飼い主を特定することは非常に困難でありますことから、そのような場合には、苦情となった現場周辺に啓発等チラシを配布しまして、また、看板設置などにより対応しているところではございますが、飼い主等によるふん尿被害やトラブルの問題が後を絶たないような状況は実際でございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今、ふん尿被害の苦情について、お聞きする限り、対応等に苦慮しておられるようですが、やはり、飼い主の方のマナー、またモラルの問題が大きいのではないかと思います。昨今、テレビの特集等で、飼い犬に関する虐待、また捨て犬がふえている等々があつておりましたが、県内もしくは市内におけるそのような状況はどのようになっているのか、また、その対応策はどのようなものか、把握している範囲でお聞かせください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

捨て犬等の動物の捕獲、また、虐待動物の収容等に関しましては、県が所管しているものでございますので、関係部署に問い合わせしましたところ、まず、飼い犬に関する虐待につきましても、市民からの通報等がない限り、現状を把握することがなかなか困難であるということでした。

次に、捨て犬等に関しましては、県のホームページにあります「犬・猫の収容状況等」の中で、引取りを行った犬の頭数が、平成24年度から26年度にかけて見ますと、平成24年度が1794頭、25年度が1519頭、26年度が1320頭というふうになっており、年々、減少傾向にはございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

捨て犬等、また、飼い犬に関する虐待の実態についての把握は難しいということでありましたが、その中で、注意喚起など何か手立ては取られているのでしょうか。あるなら、お示しください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

市といたしましては、各支所などに動物愛護ポスター等の掲示はもとより、毎年4月に狂犬病予防注射を行う際、事前に犬の飼い主の方に、狂犬病予防注射のお知らせとともに、犬の飼養に係る啓発チラシを同封するなど注意喚起に努めているところでございます。

また、動物愛護及び管理等の観点から、県の保健所等関係部署と連携を図りながら、様々な広報、啓発等活動を行っているところでございまして、その一例といたしましては、動物の適正飼養街頭キャンペーンとしてショッピングモールで、また、環境整備課が毎年夏休み期間中に実施しております、街なかオアシスという環境イベントにおきまして、啓発チラシやティッシュ等を配布するなど、広報、啓発に努めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それとあわせて、次に、野良犬、野良猫に対し、かわいそうだから、かわいいからとの理由で、餌をやっている方が見受けられますが、その地域ではふん尿の問題などを抱えられておられます。当市における状況と対策はどのようになっているのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

本市における状況ということですが、件数がどのくらいというのは把握いたしていませんが、実際こういった問題はあつてございます。そういった場合、相手がわかれば、当然相手のところにこういったことは控えてくださいということで、環境問題ということになりますので、それを訴えながら自覚していただくとか、協力していただくということになります。また、相手がどなたかわからない場合には、啓発等チラシを配布しながら、こういった行為はやめていただきたいというようなことを行っております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

なかなか把握していないということのお答えがあったわけですが、これに対しての法律や条例等については、どのようになっているか。わかる範囲でお答えください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

市におきます条例の中で、飯塚市生活環境の保全に関する条例というものがございますが、第7条の公共の場所等の美化といった中で、「飼い主等は、公共の場所等において、飼い犬、飼い猫等がふんを排泄したときには、当該ふんを速やかに持ち帰り、適正な処理を行わなければならない。」という一文はございますが、なかなか市民の方にはご理解いただくのが厳しいという状況がございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただいまご説明いただきました、飯塚市生活環境の保全に関する条例の中に、私の手元にもありますが、確かにうたってあります。この項目の中に、飼い犬、飼い猫等の適正な管理についての明記はあるわけですが、野外動物、犬猫等、捨て犬、捨て猫と言われるところの餌やりについては、明記がございません。今後検討していただくような格好でお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

この問題につきましては、以前からの環境といった部分のテーマでもございます。また、勉強等をしておりましたが、他市の状況等を勉強させていただきながら、この分については研究していきたいというふうに思います。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

よろしく願いいたします。

次に、捨て犬、猫等によるごみの散乱問題についてですが、先ほどの説明の中で、捨て犬、捨て猫の収容状況、引き取りをした頭数が、年々減少傾向にあるということはわかりました。しかしながら、家庭ごみの収集日には、野良犬、野良猫、カラス、放し飼いの犬猫による、ごみ荒らしが多く見られているようになっております。状況についてはいかがなものでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

カラスや野良猫等の起因による、ごみの散乱に係る苦情、これにつきましても、月4件程度、寄せられてはおります。ごみの集積所につきましては、そこを利用されている方々に管理等を願っておりますが、市といたしましても、ごみの散乱防止として、ごみ集積器具設置費補助や、ごみネット等購入費補助金制度を設けるなど、市民の住環境の美化の向上に努めているという現状でございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

続きまして、動物愛護について、お尋ねいたします。福岡県古賀市に、公益財団法人福岡県動

物愛護センターという施設がありますが、その概要についてはどのようなものか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

公益財団法人福岡県動物愛護センターにつきましては、福岡県が行う動物愛護管理行政を補完する目的で、昭和57年に財団法人として設立され、平成25年4月に公益財団法人に移行されております。事業概要といたしましては、動物愛護と適正飼養に係る普及啓発、動物愛護、管理支援等の各事業を行っているということでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

この事業所で私が知る限り、センターでは捨て犬や捨て猫の里親探しをやっていると思いますが、これはどのような仕組みで行われているのか、お答えください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

仕組みといたしましては、動物愛護、管理支援の一つとして、犬及び猫の譲渡を行っているということでございます。これは、県の保健所が捕獲した捨て犬や捨て猫を、動物愛護センターが引き取り、その引き取った犬や猫に対しまして、里親を探すという事業でありまして、本市にも、この事業に関する問い合わせ等は度々あっているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただいまの動物愛護センターの事業概要をお聞きすると、動物愛護の精神と申しますか、動物愛護の視点に立った各事業を実施されており、また、その成果が出ているようです。そこで、動物愛護という先進的な取り組みを行っている自治体の事例があれば、お聞かせください。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

県内におきましては、先ほどの里親探しと同じ内容ではございますが、保健所機関を有します福岡市、北九州市、久留米市などにおきまして、捕獲した犬や猫の譲渡会という取り組みがなされております。

また、近年、東京都心部では、犬を飼育する家庭の増加の影響で、公園における犬の放し飼いやふんの後始末、不衛生な状態等によるトラブルが数多く発生し、飼い主のマナーの向上を求める声が高まる等の理由から、ドッグランとして公園等の一部を開放したりしているという自治体もございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

福岡県下の3都市で譲渡会が行われているということです。当市については4番目の規模である都市だと思いますので、検討をお願いします。ちなみに、大牟田市におかれても、福祉部動物管理センターが直営で行っているということなので、ぜひとも検討をお願いします。

次に、今後の取り組みについて、お伺いいたします。やはり、冒頭でも言いましたが、犬の登録件数もふえており、それに伴って、犬のふん尿被害も多くなっているのが実情としてあります。その問題解決に向けて、環境整備課職員も苦慮されているようでありますが、飼い主のマナー向

上、このことがふん尿被害の減少、また、飼い犬によるトラブルの解決につながっていくのではないかと考えております。その取り組みの一つとして、先ほど答弁の中にありましたドッグランの設置の方策がありました。そこで、お尋ねしますが、県内において、公園等を利用し、ドッグランを設置している自治体等の事例はございますか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

まず、筑後市にあります、県営筑後広域公園の敷地の一部、5630平方メートルにおきまして、本年7月16日よりドッグランとしてオープンいたしております。これは、公設のドッグランとしては九州最大級の広さでございます。次に、福岡市西区にあります、西部運動公園の敷地の一部、1065平方メートルにおきましてドッグランが設置されております。なお、運営管理等に関しましては、NPO団体等の指定管理者が行っているというようなことでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただいまお聞きしたように、県や各自治体はいろんな取り組みや広報、啓発活動をされておりますし、先の事例であったように、本市においても、公園や空き地をドッグランとして有効利用、活用することが飼い主のマナーの向上につながる取り組みの一つではないかと考えております。同時に、動物の愛護及び管理に関する法律でもあるように、動物の虐待や遺棄、廃棄の防止、それに伴う動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関しては、行政だけの取り組みでは、非常に難しいのではないかと考えております。そこで、私は、NPOや民間の動物愛護団体等と連携を図って、意見交換等を行うなど、協力体制を構築していくことが必要ではないかと考えます。そこで、市内で活動されている動物愛護団体等はどれぐらいあるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

県の関係部署に確認いたしましたところ、県内もしくは市内におきまして、活動されている動物愛護団体等がどれぐらいあるかについては把握はしていないということでしたが、福岡県動物愛護センターが行っている捨て犬や捨て猫の里親探し事業において、連携、協力しているNPOやペットショップ等団体は、本年8月30日現在で、21団体あると聞いております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

21団体あるということです。今後、県の関係部署と連携を図り、情報収集し、そのような団体の現状把握に努めていただき、同時に、その活動されている団体等と協力体制の整備等に努めていただきたいと思います。そうすることにより、動物の愛護や管理等に関する取り組みや、よりよい方向性が見えてくるのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市民環境部長。

○市民環境部長（大草雅弘）

市といたしましては、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、県保健所や関係機関と連携を図り、狂犬病予防注射を初め、いろいろなイベント等で広報、啓発を行っておりますが、飼い犬等によるふん尿被害やトラブルの問題が後を絶たないような状況は実際ございます。これを踏まえまして、質問者言われますように、民間の愛護団体等との連携、協力は必要でないかというふうに考えておりますので、まずは、愛護団体等との活動状況の情報収集等を行い、現状把握に

努め、今後の対応へとつなげていければというふうに思っております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

今回の質問におきまして、広報や啓発活動は行っているが、飼い犬、飼い猫等によるふん尿被害やトラブルが後を絶たないという状況であります。捨て犬、捨て猫の収容状況の説明では、収容された頭数は減少傾向にあるものの、市内の動物によるごみの散乱問題についても深刻な環境問題になっております。先ほど説明の中にありましたが、4月から施行されている飯塚市ごみネット等購入費補助金交付要綱の中に記載がありますとおり、趣旨の第1条「地域のごみ集積所の集積ごみの散乱を防止し、住環境の美化に努め、地域の環境保全に寄与するため、市民がごみネット等を共同購入する経費に対して交付する飯塚市ごみネット等購入費補助金」を支給、定義につきましては、第2条「ごみ集積所の集積ごみが、カラス、犬、猫等により散乱することを防止できる構造、材質及び原材料のもの」に対し、助成金を支出する、ともあります。

犬、猫のふんの対応についても、公共の場所等の美化推進について必要な事項を定め、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする、飯塚市生活環境の保全に関する条例の中の「第2章 公共の場所等の美化の推進（第1節第7条第2項）」に明記してあります、「飼い主等は、公共の場所等において、飼い犬、飼い猫等がふんを排泄したときには、当該ふんを速やかに持ち帰り、適正な処理を行わなければならない。」と記載されております。しかし、今回質問したお答えによれば、飼い犬、飼い猫等のふん尿による被害やごみの散乱問題が後を絶たないような状況でございます。

これを、現状の職員さんでこれらの対応をするのには限界があると思います。また、公園や空き地等をドッグランとして活用することにより、年間を通して草刈等の維持管理経費がかかっておるとは思いますが、これらをNPOや民間動物団体に管理していただくことにより、経費の削減にもつながるのではないかと私は考えます。先ほどの先進事例でもありますように、ドッグランとして活用する土地については、公園や空き地等が考えられますので、今後については、公園や空き地を管理している関係部署と協議を行い、ドッグランができる市の候補地を検討していただくことを強く要望して、この質問は終わらせていただきます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

続いて、通告しておりました2番目の質問ですが、防災について、お尋ねします。

4月14日、熊本地方を震源とする地震が発生し、熊本県益城町で震度7を観測しました。さらには、28時間後の16日には、熊本県西原村と益城町で震度7を観測し甚大なる被害をもたらした、被災された方々の早期の復興を心からお祈り申し上げます。あわせまして、今もなお活躍されている、関係者の方々、ボランティアの方々には心より敬意を表します。

当市においても、平成15年7月19日、記録的な集中豪雨は飯塚市に大水害をもたらした。当時は、50年や100年に一度といわれた豪雨ですが、わずか6年後の平成21年7月24日には、平成15年と同等規模の雨量を観測し、大雨は飯塚市にまたまた大きな被害をもたらしました。二度と同じような水害を繰り返さない、水害に負けない強いまちづくりを目指して、各河川等の浸水対策工事が今日まで行われてきております。

飯塚市防災会議発行の飯塚市地域防災計画、平成27年、28年6月の改定版と、今年の平成28年6月発行の飯塚市水防計画書に基づき、防災意識と防災計画は万全であると考えますが、未曾有の災害、想定外という言葉もございまして、防災には万全はないのです。そこで、防災体制と減災に対する考え方、防災無線の活用について、内容を確認しながら質問したいと思っております。

まず、災害時の体制について、お伺いします。本市では、どのような体制で災害に対応してい

るようになっていきますか。お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

本市の災害に対応する職員の体制といたしましては、3つの区分、それと5つの段階に分けて、配備体制をとっております。市域において災害の発生、またはそのおそれがあるとき、災害応急対策を円滑に行うために、災害警戒準備室、それと災害警戒本部及び災害対策本部、この3つの区分を段階的に設置することとしております。

まず、災害警戒準備室につきましては、第1配備といたしまして、災害発生前の情報収集及び伝達を行うもので、2人体制としております。次の、災害警戒本部は、2段階の配備体制としておりまして、パトロール等の事前対策を実施する第2-A配備、これと、軽微な災害に対する応急対策活動を実施いたします第2-B配備がございます。この各人員につきましては、第2-A配備で約150人体制、第2-B配備で約280人の体制といたしております。その次の段階、災害対策本部になりますと、これは避難、局地的な災害等に対する応急対策活動を実施いたします第3配備、それと甚大な局地的災害や全市的災害に対応いたします第4配備がございます。各人員につきましては、第3配備で約550人、第4配備になりますと、全職員で対応する体制としております。

この災害対策本部を設置いたしますと、飯塚消防署、そして飯塚警察署、陸上自衛隊飯塚駐屯地から連絡員が本市へ派遣されまして、連絡を取って災害対策にあたることといたしております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

体制といたしましては、災害警戒準備室の第1配備、災害警戒本部の第2-A配備、続きまして第2-B配備、災害対策本部の第3配備、第4配備とのことですが、災害は風水害や地震、そのほかに大規模事故などが考えられます。例えば、風水害であればどのような状態のとき、準備室や警戒本部、対策本部を設置するのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

風水害の場合でございますが、災害警戒準備室の第1配備は、一つに市域に大雨、洪水注意報が発表されたとき、もしくは市域に台風が接近いたしまして、災害が予想されるときに設置することとしております。災害警戒本部の第2-A配備は、市域に大雨、洪水警報が発表されたとき、2つ目に、飯塚市に土砂災害警戒情報が発表されたとき、台風の場合ですと、台風が接近いたしまして、市域に暴風警報が発表されたときに設置することとしております。災害警戒本部の第2-B配備は、先ほどの第2-A配備の参集基準に加えまして、軽微な災害が発生したとき、または、災害が予想されるときに設置することとしております。災害対策本部の第3配備は、一つに遠賀川上流部にはん濫注意情報が発表されたとき、2つに、飯塚市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき、3つ目に、局地的な災害が発生したとき、または災害が予想されるときに設置することとしております。

災害対策本部の第4配備は、市内全域にわたる災害、特に甚大な局地的災害が発生したとき、または災害が予想されるときに設置することとしております。ちなみに、地震災害の場合ですと、震度4以上から震度に応じて、災害警戒準備室、災害警戒本部、災害対策本部を設置することとしております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

市の体制についてはわかりましたが、その本部要員として重要な職員の研修や訓練等はどのようになされていますか。お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

以前から職員に関しましては、研修や訓練を実施しておりますが、平成26年8月より自衛隊OBの方を防災危機管理監として任用しております。この管理監を中心に、これまで以上に実践に応じた研修等を行っております。今年度実施しました研修や訓練は、出水期に入ります6月1日に部長、課長クラスの本部班長約35名に対しまして、水害対応の図上訓練を行っております。災害対策本部の各班の動きを時系列で確認するとともに、役割を再認識することができております。また、主に課長補佐、係長クラスに対しましては、各係の責任者など約100名に対して研修を行っております。5月から3月まで計画的に行っておりまして、各月、同じテーマの内容の研修を3、4日設定して、どれかに参加していただける、参加しやすい状況をとらまして、全員に実施してもらえるように工夫をしております。この研修で災害に対する知識を深めているところでございます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

研修等の実施につきましては、引き続きお願いいたします。次に、災害時においては公助だけではなく、自分自身の努力によって守る、自助とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まり、協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組む、共助が必要だと言われております。総務省消防庁から出されている、自主防災組織の手引によれば、阪神淡路大地震時、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた活動にもみられますように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲者を最小限に食い止める大きな役割を果たしております。地域社会のつながりを持つことが重要だとみられていますが、その時のデータによれば、瓦れきの下から救出された方、消防、警察、自衛隊によって救出された方が約8千名、近所の住民によって救出された方が約2万7千名、実に8割の方が地域住民で救出されたというデータがございます。本市における地域の体制についてお尋ねしたいと思います。どのような体制になっていますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

ご指摘いただきましたように、本市といたしましても、災害時の自助、共助の重要性は認識をいたしております。

市民の生命、身体、及び財産を災害から守ることは行政上最も重要な施策の一つであります。大規模災害が発生した場合には行政自体も被災いたします。その際、被害の拡大を防ぐためには、質問者が言われるとおりの共助が必要となりまして、この共助を担う組織といたしまして、自主防災組織が大変重要な役割を果たしていただくこととなります。本市における自主防災組織の現在の状況といたしましては、各公民館を基本とした、まちづくり協議会単位または小学校校区単位で組織していただいております。現在14団体が設立をされております。

将来的な目標といたしましては、各自治会単位までに設立・育成を目指したいというふうに考えております。一部の自治会では、既に自主防災組織を設立していただいております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

災害時においては、今までの教訓から、発生においては近いところにいる者が人名救助にあたり、生存率が上がるということや、2次災害を防止することができるということから、地域が防災活動をする場合に、防災資機材が必要となってきますが、その機材等は全て地域で準備されているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

自主防災組織を設立または設立しようとしている地域には、防災資機材倉庫を設置いたしまして、資機材を保管しております。この防災資機材倉庫は、本市が設置しているものと、地域がコミュニティ助成事業などを活用いたしまして設置しているものがございます。本市が設置しております倉庫は29カ所、地域が設置しているものが2カ所ございます。

防災資機材倉庫に保管している資機材といたしましては、発電機、折畳み式リヤカー、メガホン、ライフジャケット、救命胴衣でございますが、スコップ、ブルーシート、土のう袋などがございます。地域との協議に応じてチェーンソーや救命ボートなどを配備しているところもございまして、資機材は市の備品のものと、地域の所有のものがあります。

資機材の維持管理は地域にさせていただいておる状況ですが、消耗品の補充は地域で、備品の修繕等はその所有者、地域の団体等が行うこととしています。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

地域もしくは所有者が維持管理しているとのことですが、地域のほうでは年々地域役員が代わってきています。そのような場合、防災資器材の保管場所について明確にし、役員交代で管理が行き届かなくなる例もよくあるようです。市はどのように引き継ぎを把握されておりますか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

地域の役員の異動について、現状こちらで把握をしておりませんため、どのように引き継がれているかを確認できていないというのが現状でございます。防災資機材倉庫についての問い合わせがございましたら、その都度対応させていただいておりますが、その際には、資機材の取り扱い方法などの説明はいたしております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

防災資機材というのは、いざというときに活用できなければならないものです。この際、防災資機材についての倉庫及び必要な物の購入、定期的に地域における引き継ぎの状況を確認され、なおかつ、機材を訓練等で実際に使ってみて、操作手順の確認や始動点検をあわせて行うよう、適切に指導対応なされなければ活用できないのではないのでしょうか。

箇所については、29カ所と2カ所ですが、いかがなものでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

ご指摘のとおりでございます。防災資機材は防災のために活用されなければ意味がございません。この防災資機材、先ほど申し上げましたように、地域で維持管理をさせていただいておりますので、ほとんどの地域で引き継ぎ等は行われていると思っておりますが、先ほどご答弁申し上げます

たように、現時点では確認をできていない状況でございますので、言われますように、今後、維持管理状況を確認いたしまして、積極的な活用を行っていただくよう呼びかけていきたいと考えています。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

災害はいつやってくるのかわかりません。早急な対応をお願いいたします。

続きまして、減災の考え方について、お尋ねいたします。災害の被害を減らすために、日ごろから備えが必要ですが、この備えとして、訓練や市民に対する研修はどのように行われているのでしょうか。お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

災害に対処する関係機関が一堂に集まって行います、飯塚市総合防災訓練は2年に1回、隔年で行っておりまして、これを実施しない年、その間の年には飯塚地区消防連絡協議会が主催いたしまして、飯塚地区消防本部が共催して、飯塚市・嘉麻市・桂川町総合防災訓練を開催しております。残念ながら、本年度、飯塚市の総合防災訓練につきましては悪天候のため中止とさせていただきますが、訓練に参加する30団体が5回に及ぶ担当者会議を重ね、計画した内容につきましては、今後の実践につながっていくものと思っております。市民の方々に対しましては、従来は、要望のあった自治会などの団体に出前講座や防災センターにて研修を開催しておりまして、昨年度は29件、本年度につきましては、8月末現在で19件の研修、講座等を実施しております。また、本年度は、自治会長会の理事会にご相談、ご協力いただきまして、地域における研修をPRさせていただいておりますとともに、新たな取り組みでございます地域防災リーダー研修についても説明を行いまして、年6回の講座を計画して実施中でございます。50名の定員で募集いたしましたが、58名の方から申し込みがあり、熱心に受講していただいております。この地域防災リーダー研修は、自治会長から推薦をいただきました方に対して、災害時にリーダーシップを発揮していただいて、地域の防災活動を主導できるようになることを目的に、内閣府の示す地域防災リーダー育成カリキュラムに従いまして、内閣府の地域防災マネージャーに指定されました、先ほど説明しました、本市の防災危機管理監が主体となってこの講座を行っております。あわせて、防災安全課職員も市役所の防災リーダーとしてのスキルアップのために、この講座を受講させていただいております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

ただいま、防災、減災に対する市の考え方及び研修内容について事細かに説明いただきました。引き続き、よろしくをお願いいたします、

次に、防災行政無線の活用について、お伺いします。災害時には、この無線放送を使用して災害情報を市民にお知らせするようにしてあり、国が人工衛星を用いて緊急情報を住民に伝達する全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートも今年4月の熊本地震では防災行政無線から放送されておりました。Jアラートは、音声放送の前に固有の警告音が鳴り、その訓練放送も行われております。飯塚市が災害情報を放送するときにも、警報音、警告音は鳴るのでしょうか。鳴るとすれば市民はあまり知らないようにありますが、周知についてはどのようにされており、Jアラートと同様に訓練放送は実施されていますのか。お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問者が言われますように、同報系の防災行政無線は、災害時の情報を市民の方々にお知らせする重要な役割を担っておりまして、ご説明のJ-アラートにも連動をさせております。

災害情報を放送する場合の警告音は、本市では電子サイレンを吹鳴、鳴らしております。例えば、避難準備情報の場合ですと、サイレンを5秒間、15秒間において、次にまたサイレンを5秒、間がまた15秒と鳴らしております。避難勧告及び避難指示の場合は、サイレンを1分、間の休止を5秒、またサイレン1分、休止5秒、この間隔で吹鳴をいたしまして、その内容を放送することといたしております。

市民の皆様への周知に関しましては、市報の水害特集号の際に掲載しておりまして、今年度は7月号の市報に掲載いたしまして、質問議員ご指摘のように掲載をいたしておりますが、ご指摘いただきましたように、浸透していないというご懸念がございますので、さらなる広報、周知に努めてまいります。

また、訓練放送につきましても、防災行政無線を設置した翌年度の、平成22年度飯塚市総合防災訓練の際にサイレンの吹鳴訓練を行っております。その後、市の訓練は実施しておりませんでしたので、ご指摘いただきましたように、今後実施するようにいたします。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

22年度以降、訓練放送は実施していないということです。周知、広報にはたいへん努力されているのはわかりますが、紙上での5秒、15秒、1分での感覚ではなく、災害時のサイレンの音は、市民の皆さんが言われるには、ウーなのかピーなのかファーなのか、この音がわからないと、どのような音がどのような間隔で聞こえるのか、実際に聞きたいのですというご要望を受けております。ピアノの演奏による、12時の田植えの歌、夕方6時の夕焼け小焼けのメロディーは、誰もが市内にいれば耳にすることのできるメロディーであり、時報のアラームと理解できます。しかしながら、先ほども申しましたが、サイレンの音は実際に耳にしないと、紙面の広報では、ましてや口では説明できません。どのくらいの音量で聞こえるのか不安に感じておられる方も各地にたくさんおられます。避難指示のサイレンの試験放送を早急に行っていただきたいと思っております。

あわせて、23年度から開催されていないということです。今後、定期的に、例えば、7.19飯塚大水害の日もしくは防災の日等、いろいろあると思いますが、年に1、2度について、吹鳴試験について要望しますが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

全くご指摘のとおりでありまして、実際に市民の皆さんにどのようなサイレン、音が鳴るのかを聞いていただくというのは、大変必要だと思います。実施時期、回数等も含めまして、早急に実施する方向で検討させていただきます。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

お答えいただきましたので、ありがとうございます。早急に取り組んでいただくよう、お願いしておきます。平常時は夕方6時過ぎに行政情報を放送されておりますが、どのようにルール化されているのか、お示してください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

災害時の放送につきましては、全市への一斉放送と、地域を限定しての放送がございますが、平常時の行政情報の放送は、原則、全市への一斉放送といたしております。平常時に行政が放送しておりますものとしたしましては、毎日、12時と18時にチャイムを鳴らしてございまして、これは、放送システムが正常に作動しているかの確認を兼ねまして、それも目的としたしまして行っております。市からの一般的なお知らせは、18時のチャイムの後に放送することとしてございまして、飯塚市からのお知らせだけでなく、飯塚警察署からのお知らせなど、市民の方に必要な情報を放送させていただいております。

そのほかに、8月6日、9日の原爆投下の日に平和の鐘を鳴らす場合や、8月15日の戦没者追悼のためのサイレン吹鳴を行っております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

それから、自治会などの地域でも防災行政無線で放送することができますが、地域が放送する場合のルールはあるのでしょうか。お答えください。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

各地域で放送しているものは、自治会単位や地区公民館単位、それと小中学校区単位の設定がございます。操作する方を事前に市へ届け出ていただくこと、発信者となる団体名を名乗ること、それと1分以内の放送としていただくことなどの基準はございますが、放送時間や内容についての制限は設けておりません。地域にとって必要な情報を放送していただくということにしております。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

地域のほうで使用についてはお任せしていると。1分以内の放送とかいう制限はあるみたいですが、これに関しまして、平成22年より防災無線の設置から時間はたっていますが、先に質問しましたが、地域の役員の方々も代わられております、先ほど防災資機材倉庫の引き継ぎと管理についても、調査指導を早急に行うようお願いしましたが、私は地域において、このようなお話を聞いております。地域防災無線による放送については、使用できるのはわかっているが、事前に届けるのが面倒だ、放送機材等の設置は地域ですのか公民館ですのか、放送するには使用料等のお金がかかるのか、市役所に頼んで市役所で放送してもらおうのかなどさまざまな疑問を持たれております。地域の役員さんですよ、これ。地域での使用目的は、小中学校の連絡事項や、住民体育祭であったり、野外で行う行事の際、悪天候による開催の通知、または、災害防災無線であるために、災害時の細かな地域の情報等の広報が考えられておりますが、この際、地域協働のまちづくりを推進している我々の飯塚市としては、この各地域に丁寧にお知らせする必要がありますが、この点に対してはいかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

平成22年に設置しました、この防災行政無線というのは、主目的としたしましては、防災を目的に設置しておりますが、もう一方、自治会等の地域の有線放送のないところがありましたので、有線放送の機能もあわせて持たせるということで設置をいたしております。質問議員の地域の方もいろいろ、使用方法等がよくわからないということが実際にあるようでございますので、

もう一度、この防災行政無線の使い方等につきまして、先ほどの防災資機材等のお知らせ等とあわせまして、周知や理解していただくようにやりたいと思います。

○議長（鯉川信二）

16番 吉田健一議員。

○16番（吉田健一）

そのとおりお願いいたします。災害が起きたとき必要な助けや支援には、先ほども申しましたが、自助、共助、公助の3つがあります。中でもっとも身近なものは、自分たちで防災する、自助だといわれております。先ほどの阪神淡路大震災の事例で紹介したように、大規模災害になった時、行政機関や自治体の公的支援、消防や自衛隊などが災害地に到着するまでは時間を要します。一刻も予断を許されない状況では、自分たちで自分たちの身と安全を守り、隣近所の人たちと協力し合って被害にあった人たちを救助、支援しなければなりません。そのため、町内会や自治会単位での組織である防災の役割が重要になってきます。そのための地域にある防災機材倉庫の管理であり、防災無線の試験放送による周知でございます。必ず行ってください、そして市民一人一人の防災意識が高まるよう、さらに市民啓発を行っていただくことを要望し、今回の質問を終わります。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。28番 梶原健一議員に発言を許します。28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

本市では平成17年3月から26年3月まで10年間、前期、後期に計画期間を分け、次世代育成支援を推進してきましたが、平成27年度より幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的、一元的な支援の推進のための子育て支援の充実に向けた新たな取り組みが始まりました。新事業計画の子育てしやすい環境づくりや支援事業について質問させていただきます。

初めに、子育て家庭を取り巻く現状の調査で、平成27年3月策定の子ども・子育て支援事業計画によると、子育て家庭でひとり親家庭の割合は、平成21年度ニーズ調査より微増しているということでございますが、現在、母子、父子等の家庭の状況及び就業状況はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

飯塚市の母子、父子等の世帯の状況の推移についてでございますが、平成26年から3年間の推移で見ますと、26年4月は母子が2719世帯、児童4558人、父子世帯が499世帯、児童801人、養育者95世帯、児童134人、27年4月が母子2696世帯、児童5390人、父子499世帯、児童797人、養育者79世帯、児童116人、28年4月が母子2659世帯、児童4442人、父子が481世帯、児童786人、養育者77世帯、児童106人となっております。母子世帯、父子世帯ともに微減で推移しております。また、就業状況につきまして児童扶養手当の受給者数からみますと、平成26年4月は、全額受給が1274世帯、一部受給が701世帯、全額停止が110世帯、27年4月は、全額が

1230世帯、一部が730世帯、全額停止が101世帯、28年4月は、全額が1156世帯、一部が758世帯、全額停止が107世帯となっており、児童扶養手当を全額受給している母子、父子等は減少し、一部受給している世帯については増加をしております。就業されている世帯がふえているものと考えられます。ただ、就業はされているものの、依然として経済的に厳しい生活をされている方が多数おられるものと推測をしております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

今の答弁で過去3年間の推移では母子家庭、父子家庭ともに減っているということですが、児童手当の受給者数からみると、全額受給世帯は減少しているが、一部受給世帯では増加をされておるということですが、その中で就業されている世帯がふえているということが出ておるわけですが、今の答弁の中ではまだまだ経済的に厳しい生活をされている方が多数おられると思われるということですが、では、そのための施策として、就業支援のための事業は何かされておられるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

ひとり親家庭の就業支援につきましては、仕事探しから就職までのサポートをする母子・父子自立支援プログラム事業や、資格取得のための一定期間に給付金を支給する高等職業訓練促進給付金事業等がございます。平成21年度から25年度までの実績数で申しますと、母子・父子自立支援プログラム事業は年間平均で12件のプログラム事業による就職、高等職業訓練促進給付金事業は22件の母子・父子の方が事業を利用され、専門学校卒業後に就業されております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

今の答弁ですと、就業支援については成果が出ているようですけれども、まだまだ今後も力強い支援をしていただきたいと思いますと思っております。

次に、支援事業についてお尋ねをいたします。初めに、児童クラブ事業について質問します。この事業は保護者が労働等により、昼間家庭にいない児童に対して授業終了後に児童館や空き教室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る事業でございます。合併前より推進されていますけれども、現状はどのようになっておられるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

児童クラブ事業は21の小学校の児童クラブをNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に業務委託を行っております。児童クラブは各小学校の敷地内か、隣接地の児童センター、児童館や学校借用教室におきまして実施をし、入所児童数は平成28年4月1日現在で1893人でスタートしております。8月1日には2150人となっております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

児童クラブでは各小学校の敷地内か隣接地の児童センターで実施されているということですが、学校敷地内の移動については安全管理はよいかもかもしれませんが、隣接地での児童センターへの移動時の安全管理はどうされておられるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

ご指摘のような児童クラブにつきましては、鯉田児童クラブがございます。学校の児童の昇降口から出まして児童クラブまでは、大通りではなく、交通量の少ない裏通りを通り、安全に児童クラブに帰ってくるように指導をいたしております。新1年生に関しましては、当分の間は学校まで支援員が迎えに行っております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

安全管理はされておるといってございませうけれども、一部、児童が階段を利用して移動されているところもあります。安全管理をしっかりしていただきたいと思っておりますが、次に、児童クラブは平成29年度から学校教育課へ所管換えが行われるとのことですが、各児童クラブ支援員や保護者への周知はどのようにされておるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

御承知のとおり、平成29年度から児童クラブの運営は学校教育課に移管をすることになっておりますが、移管につきましては、児童クラブ支援員についてはお知らせ済みでございます。詳しい説明につきましては、月1回開催の支援員の主任会議や全体会で行い、十分な確認のもとに移管をしたいというふうに考えております。保護者の皆様につきましても、保護者説明会等でお知らせし、移管の説明をする予定にしております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

支援員については移管についての説明が終わっておるといってございませうけれども、保護者への周知はまだということですか。では、現場や利用者には十分な説明が必要だと思っておりますが、その点についてはこれからされると思っておりますけれども、十分配慮していただきたいと思っております。

次に、子育て支援課、学校教育課と現在の委託先のNPO法人青少年健全育成会との三者の協議はされていると思っておりますけれども、どのような内容で協議されたのか、また、移管のメリットについてはどのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

まず、学校教育課と子育て支援課の担当者間の打合せを5回にわたり実施をいたしております。その内容といたしましては、予算、事業内容、委託先の事業内容等の協議を行っております。委託先のNPO法人飯塚市青少年健全育成会と学校教育課、子育て支援課の三者で打合せを行い、今後、支障なく、スムーズに業務移管が行われるよう十分に打合せを行ってまいりたいというふうに考えております。さらに移管のメリットということではございますが、児童クラブと小学校との間で、児童の指導や特別支援教育に関わる情報交換等が、今まで以上に連携がより円滑に進めることが可能になるものというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

今現在、予算や事業内容について協議されているとのことではございますけれども、今後も十分な協議が

必要だと思っております。現場でのトラブルが起こらないように十分注意をしていただいて、協議をさせていただきたいと思っておりますが、またメリットについては今申されましたけれども、所管が一つになるということで、学校と現場と一体感が生まれると思っておりますので、今まで以上のメリットが出るのではないだろうかと思っておりますので、スムーズに移管ができるように尽力させていただきたいと思っております。また、この問題については午後から同僚議員のほうで質問されますので、詳しくはそちらのほうでわかると思っておりますので、この辺くらいでこの問題については控えさせていただきます。

次に、病時保育事業について、事業内容と実施場所、それから利用人数、今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

病児保育事業につきましては、生後2カ月から小学校6年生までのお子さんが、病気の回復期に当たるため集団での保育が困難で、仕事などの理由によりどうしても家庭で保育ができないときに、保護者の皆様に代わりましてお子さんをお預かりする事業でございます。実施場所は2カ所の医療機関に委託をしております。具体的には、こどもクリニックもりたに併設の「キッズハウスいづか」と宮嶋外科内科医院に併設の「さくらルーム」でございます。開所でございますが、月曜日から金曜日の8時から18時まで、利用料金は所得税額によりますが、2000円から200円、生活保護世帯は無料となっております。定員は各3名から4名ということでございます。利用者数につきましては、平成25年度が342人、26年度が282人、27年度303人となっております。現在の利用者数からみますと、2カ所で利用数の見込みは充足しておりますが、利用者の利便性の向上や流行性疾患、感染症等の対応のために、さらに1カ所等の増設をすることで、さらに安心して利用がしやすい仕組みや、安心できる就労環境づくりに努めたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

今の答弁ですと、現在利用数の見込みは充足しておると。充足しておるが、利便性の向上や流行性疾患、感染症等の対応のために、さらに1カ所程度の増設が必要であって、それに基づいてさらに安心して利用しやすい仕組みや安心して就労できる環境づくりに努めていきたいと考えておられるということですが、では1カ所増設のための対応については何か話し合われたのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長

○こども・健康部長（森田 雪）

子ども・子育て支援事業計画では、平成29年度に1カ所増設の確保内容を掲げております。病児保育事業として現在の2カ所から3カ所へ1カ所増設を計画し、計画策定当初2カ所の病院に働きかけをしておりましたが、1カ所は条件に合わなかったということでございます。もう1カ所の病院に相談はいたしました。現在のところお応えできる状況にないということでございます。その後の対応はしていませんが、病児保育事業の1カ所増設の病院への働きかけは今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

計画策定時には2カ所の病院に働きかけたけれどもだめであったと、その後対応はしていない

ということでございますけれども、では、民間病院だけではなくて、本市には市立病院があります。市立病院に働きかけてみてはどうかと思いますが、その点についてはどうお考えですか。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

冒頭にお答えしましたが、就業している世帯が増加傾向にあるというふうなことからその必要性は増しているというふうと考えられますことから、今ご指摘いただいたことを含めて検討してまいりたいというふうを考えております。

○議長（鯉川信二）

ぜひ市長、よろしく願いいたします。

それから次に、ファミリー・サポート・センター事業についてお尋ねをしたいと思いますけれども、今現在、この事業はもう相当前から行われておるとは思いますけれども、事業の内容、実施場所、利用人数、会員数、今後の方向性についてお尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

子育て援助活動支援事業、ファミリー・サポート・センター事業と申しますが、乳幼児や小学生等を有する子育て中の保護者を会員として、児童の一時預かり、保育所や塾等への送迎などの援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互の援助活動でございます。実施場所は、一時預かりの場合は、提供いただく会員、「まかせて会員」と申しておりますが、の方のご自宅で預かっていただきます。利用人数につきましては、平成25年は311支援で310会員、平成26年度は388支援で会員が349人、平成27年度は387の支援で会員が382人というふうになっております。会員登録講習会は年2回、6月と11月に実施をいたしております。今後の方向性といたしましては、年2回の会員登録講習会の内容をより充実をさせ、依頼会員、「お願い会員」と申しておりますが、と提供会員、先ほど申しましたようにまかせて会員と申しております、の増加を図りまして、安心して子育てができるよう事業の充実をめざしてまいりたいというふうと考えております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

この事業については委託先がNPO法人のつどいの広場いづか、場所は旧鯉田幼稚園の施設内ということですがけれども、ずっと前から講習等があったたくさんの会員さんがおられると思いますが、この会員登録名簿はどこが管理をされておるのか、また今後の方向性として、講習内容を充実させるとのことですがけれども、今までの講習との違いについてお尋ねをいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

名簿の管理につきましては、委託先の、申されましたNPOつどいの広場いづかが管理を行っております。今後の充実ということですが、現在行っていることに加えまして、先進事例等を参考にしながら取り入れることで、内容の充実をさらに図ってまいりたいというふうと考えております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

名簿の管理等はしっかり管理されておるとは思いますし、この会員がふえることによって預けて、

管理してもらう方の数も年々ふえておると思います。ぜひこの事業についてもっと広く周知されて、講習を受けてもらえるように尽力していただきたいと思っております。

次に、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定に基づく市町村の合議制の機関であります子ども・子育て会議が設置されておりますけれども、先月、8月31日に子ども・子育て会議があったと思っておりますけれども、どのようなことが審議されたのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

8月31日に実施をいたしました本年度の子ども・子育て会議では、計画に掲載しております162事業のうち、進捗管理していくこととしました108事業の平成27年度の進捗状況について審議をいただき、SからC、大変高いから低いということですが、までの自己評価を行いましたところ、108事業中69.3%が達成度の高い事業となっております。達成度の高いSの事業については、新生児訪問指導、妊産婦訪問指導、幼児訪問指導事業で、低いC事業については乳児院の設置ということでございます。また、108事業の進捗状況について、利用者支援事業、巡回相談事業、地域子育て拠点事業等の事前質問が18項目あり、特に地域子育て拠点事業のあり方や巡回相談での特別に配慮の必要な児童への対応につきまして、保育所現場、学校現場、保護者の立場からの質疑をいただいて回答をいたしております。今後も子ども・子育て支援事業計画をもとに飯塚市の子どもを安心して産み育てやすい、子育て支援の充実を推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

ただいまの答弁の中で、計画に記載している事業で27年度に進捗状況を審議の中で、低いCの事業が乳児院の設置であるということですが、事業計画の具体的事業にも飯塚、嘉麻地区にはこの乳児院がないために、現在、鞍手乳児院ですか、そちらのほうで利用されておるようでございますけれども、やはり子育て支援の充実を図るのであれば、この飯塚、嘉麻、この地域に、近くに乳児院の設置が必要だと思いますけれども、その点については何か検討されたのかお尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

以前、ある法人に乳児院の開設についてご相談をしたことがございます。理解を示してはいただいたというふうに考えておりますが、資金あるいは人材等のもろもろの問題がございまして、すぐに開設ということにつきましては多くの課題があるということで、それ以上の進展には至っておりません。今後は他の方法も含めまして、引き続きこの協議検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

28番 梶原健一議員。

○28番（梶原健一）

ぜひその点については、やはり子育て、家族全員でできるような家庭を持った方たちだけではありませんので、どうしてもまだ若いというか、18歳くらいで子育て悩んでおられる方たちが、子育てする側が病気になって子どもまで病気になっていくという傾向は多々あると思っております。そういった面では近くにそういった施設があるということは、周辺で生活していく中では大変有意義なことだと思っておりますので、ぜひこれについてはしっかり、嘉麻地区にもない、桂川地区にもありませんので、桂川、嘉麻とも協議をしながらどこかでこの乳児院を設置できる

ようなことになっていけるように協議して、可能にさせていただきたいと思っております。

それから、この子育て支援については、現在、この事業計画を見ますと162の事業が多岐にわたって、たくさんものがあるかと思っております。その中で、子育て支援については本当に市もいろんな形でがんばっておられると思いますけれども、子育てしやすい環境づくりのためには今後もその部分をいろんな方とも協議しながら、やはり行政だけではなくて、民間団体や地域、きょうもいろんな話も出ておりますけれども、まちづくりを進めておられる団体の方たちにも協力を願って、しっかり浸透するように進めていただきたいと思いますと思っております。また、昨年国が交付されました、1年だけでしたけれども子育て応援券、これについては多子世帯ということで3人以上の18歳未満のお子さんがおられる家庭に支給されております。ただ、利用率がけっこう高く97%くらいを超えておりますので、ぜひ、国の事業ですので飯塚市がお金があればその部分をしっかり担ってもずっと続けたいと思うところがございますけれども、国に、たった1年で子育て終わるわけではございませんので、これからも育てやすいような環境づくりのためには、国に働きかけて、この応援券についても継続してやっていただけるように働きかけていただきたいと思いますし、子育てについてはいろんな形で皆さんも努力をされておられるようですけれども、やはり一番、子育て真っ最中の人たちがいつでも子育て楽しいよと言えるような、そういった環境づくりをめざしていただきたいと思いますと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。これで終わります。

○議長（鯉川信二）

暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後 1時00分 再開

○副議長（松延隆俊）

本会議を再開いたします。

6番 奥山亮一議員に発言を許します。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

公明党の奥山亮一でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。今回は3つ質問を出しておりますので、よろしくお願いたします。

まず初めに、公共施設のトイレについて、お伺いいたします。トイレは、人間が生きていく上で最も重要なものと心得ています。家から一歩外に出たときに使用するのは公共施設のトイレ、それから民間施設のトイレ、そして公園等の公衆トイレになります。東日本・熊本震災では、避難場所のトイレが少なく、仮設トイレが設置されるまで3日以内が34%、8日以上が49%と大変ご苦労されております。また、ほとんどの仮設トイレが和式になっているため、使いづらく、トイレに行く回数を減らすために水分や食事を控えることとなり、その結果、慢性疾患を悪化させてしまい、エコノミー症候群や脳梗塞、心筋梗塞で亡くなる方も出てきております。このように、トイレは私たちの身近にあり、なくてはならないものです。日常生活の中でも、最も重要なものの一つと思います。最近では、家庭のトイレのほとんどが洋式化されておりますが、公共施設のトイレについては、まだまだ和式トイレが多いと思われれます。そこで伺いますが、本市の公共施設それからトイレ数、洋式、和式の比率についてお尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

公共施設のトイレの整備につきまして、現時点で、市で統括している部署がございませんので、

私のほうでお答えをさせていただきます。質問されました公共施設について、建物の中にトイレがある公共施設として、公共施設数、それとトイレ数、それと洋式化比率をお答えさせていただきます。公共施設の数83施設、トイレ数は1025基、そのうち洋式トイレが595基で、洋式化比率は58%となっております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今、答弁いただいた洋式化比率が58%とのことですが、個別に見ていくと、洋式トイレが十分に設置されているとはいえません。先日いただいた資料によりますと、83の施設のうち34の施設、約40.9%にあたりますが、洋式率が60%以下、そのうち、洋式トイレが一つもない施設が8つもあります。ここで、施設を読み上げます。まず最初に、庄内支所、6基あり、身体障がい者用はありますが、和式6基で洋式は0基です。次に、飯塚市体育館、第一、第二がありますけれども、45基ありますが、そのうち、多目的用が2つあるんですが、洋式は0基でございませぬ。それから、颯田体育館、ここも0基でございませぬ。穂波武道館、洋式が0基です。それから颯田武道館、B&G市民プール、歴史資料館、旧穂波郷土資料館、以上のところについては、一つも洋式のトイレはございませぬ。それ以外にも、数が少なくてもまだまだ洋式のトイレが十分に設置されているというふうには思っておりませぬ。今申し上げましたように、洋式トイレがなかったり、数が少ない場合、トイレを我慢したり、苦勞しながら和式トイレを利用することになります。最近も、高齢者の方や足の不自由な方から、公共施設のトイレは和式が多く、困っていると聞いております。また、最近、各家庭のトイレがほとんど洋式になっており、和式トイレを使ったことがない、また、使いづらいつうような現状も聞いております。そこで、お伺いしますが、市としての、公共施設の洋式化をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

質問者が言われますように、公共施設のトイレの洋式化というのは、特に高齢社会を迎えるにあたっての課題であるというふうな認識はございませぬ。また、私の部署に関連してですが、災害時の避難所として使用する施設もございませぬので、そのような意味からも必要な視点であるというふうに思っております。現在のこの本庁舎におきましても、洋式化比率は28%と低い率になっております。現在建設中の新庁舎におきましても、洋式化率が78.1%となっております。来庁される方の中には、和式トイレを希望される方もいらつしやいますので、和式トイレにつきましても設置することといたしてございませぬ。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今、課題であるというふうな認識してあるということですが、それでは、洋式化に向けた今後の計画や対策について、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

総務部長。

○総務部長（石田慎二）

現在、本市にはトイレの洋式化に向けた整備計画ですとか、整備方針等のようなものは定めておりませぬが、先ほど言いましたとおり、公共施設のトイレの洋式化は課題であるという認識はございませぬので、まずは関係部署と協議、検討する場を設けたいというふうな考えてございませぬ。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ぜひよろしく願いいたします。先ほども申し上げましたが、83施設のうち、34の施設と、洋式トイレが一つもない施設があり、また、避難所に指定されているところについて、早急に洋式化に改修していただきますよう、予算計上も含めて、よろしく願いいたします。

次の質問に入ります。市内小中学校のトイレ数と洋式、和式の比率についてはどうなっているのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

市内の小中学校32校におけるトイレの数は、本年度4月1日現在で1312基となっております。そのうち洋式は864基、和式は448基であります。なお、洋式トイレのうち90基につきましては多目的トイレとしておりますが、比率で申し上げますと、洋式が約66%、和式が約34%となっております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

まだ約34%、残りがあるということですが、今後の計画及び対策についてお示してください。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

各学校のトイレについて、現在洋式トイレがないところはございません。また、現在進めております、施設一体型小中一貫校、これが完成いたしますと、かなり洋式化というものは比率が上昇してまいります。残りの学校につきましても、今後改修の際には、洋式化を進めていく考えでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

先ほども申し上げましたが、小中学校も避難所に指定されていることから、体育館のトイレについても洋式化に向け整備を願うよう、よろしく願いいたします。

続きまして、本市は国際車いすテニス大会を行っておりますが、筑豊ハイツの洋式トイレ及び障がい者用トイレの整備状況について、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

筑豊ハイツの状況でございますが、平成9年に本館の大規模改修を、平成12年に新館のトイレ改修工事等を実施し、飯塚国際車いすテニス大会等に対応できるよう、トイレの洋式化及び障がい者用トイレの新設を行い、利用者への利便性を高めてきたところでございます。障がい者用のトイレにつきましては、本館1階に1カ所、新館1階及び2階に各1カ所、屋外のテニスコートそばに2カ所の計5カ所を設置いたしております。また、トイレの洋式化の状況でございますが、客室につきましては、24室全てのトイレが洋式化されております。客室以外の施設内のトイレにつきましては、男性用小便器を除く46基のうち、約78%にあたる36基が洋式化されております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

障がい者用トイレが設置され、多くで洋式化がされているというようなことですが、今年9月25日から行われます女子国際テニス、また、2020年の東京オリンピック、パラリンピックの開催でキャンプ地誘致計画など、海外からのお客様に対し、今後、残りの和式トイレから洋式化を行う計画はあるのか、お尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

利用者アンケート等による、施設利用者からのご意見、ご要望において、トイレに関する苦情や要望はあっていないことから、筑豊ハイツのトイレにつきましては、質的にも量的にも充足しているものと認識しているところではございます。今後は、現在の施設を維持しながら、障がい者を含む利用者によりよい施設環境を提供してまいりたいと考えているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

引き続き、よろしくお願いします。次に、公共施設だけでなく、市内にあるさまざまな施設のトイレについて、障がい者や高齢者が安心して使用できる施設整備についてお伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

本市では、障がい者の外出機会の拡大や社会参加を促進するため、車椅子対応のトイレや入口の段差解消など、安全かつ安心して利用しやすいように工夫されている店舗や施設のバリアフリー情報をまとめた案内図、いわゆるバリアフリーマップを、冊子版と、ホームページ上で見ることのできるウェブ版の2種類を作成し、配布、掲示いたしております。

これは、障がい者だけでなく高齢者や妊産婦の方など全ての方にとっても有益な内容と考えておりまして、まずは市内のどこにどのような施設整備があるかをお知らせし、周知することで、障がい者や高齢者の皆さんの安心、安全な外出に役立たせていただいているというふうを考えております。

また、このバリアフリーマップの更新に際しましては、広く市民の皆さんに呼びかけて情報を収集するとともに、自発的に改善整備を行っている施設設置者からの掲載依頼も、随時受け付けておりまして、市民の皆さんが主体的に福祉のまちづくりに取り組んでいただけるように啓発を進め、今後も推進してまいりたいというふうを考えております。

また、福岡県では、平成10年4月に「福祉のまちづくり条例」を施行して、県内の市町村を初め、事業者、関係団体及び県民と協力して、バリアフリーのまちづくりを推進しておりまして、本市としましても行政の各分野におけるさまざまな機会や場面を通じて、障がい者や高齢者に対し配慮された施設整備の普及啓発を進めてきているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

この項目につきましては最後になりますが、最後に、他の自治体の取り組みをご紹介します。佐賀県では、民間施設に対しトイレの改修に伴う補助を行うなど、行政と一体となった整備を行い、洋式トイレ等が設置されている店舗は、高齢者などの利用者がふえたと言われております。また、洋式化とは少し離れますが、整備されたきれいなトイレに今、効果が示されております。それは、きれいに整備されたトイレを利用すると、その方の心も清らかになります。また、近くでは大任町の1億円のトイレもその一つと思います。反対に、荒れたトイレ、汚れているトイレがあるところは心も荒れているといわれております。ある学校では、トイレがきれいに整備

されたことで、子どもに落ち着きが出てきたともいわれております。先ほどからの4人の部長からもご答弁がありましたように、それぞれの担当が今後の課題と捉えている、また、洋式化を進めていくなど、前向きなご答弁をいただけましたので、安心しております。ぜひ、本市においても公共施設、民間施設、また、野外施設についても人に優しいまちづくりに努めていただききまますよう要望し、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、有害鳥獣による被害の対策について、お伺いいたします。鳥獣による農作物被害額は、近年、全国で約200億円にもなっております。被害のうち、全体の7割が鹿、イノシシ、猿によるもので、特に、鹿、イノシシの被害が増加しております。鳥獣被害の背景には、気候変動、農山村の過疎化、高齢化の進展、耕作放棄地の拡大、里山の荒廃、狩猟者の減少、高齢化等、さまざまな要因があると認識しております。本市においても、中山間地域を中心に鳥獣被害が依然として発生し、特にイノシシと鹿による農産物への被害が顕著です。幸い、人的被害は報告されていないようですが、イノシシが住宅地にも出没し、住民に恐怖を与えている状況もあると聞いております。鳥獣被害防止は、農家の方みずからの防護対策も重要であります。鳥獣の捕獲やそれを行う狩猟者の育成、確保、施設整備、機材設備への支援等、農業者や農協、行政等関係者、関係機関等が一体となって取り組み、効果的な鳥獣被害防止対策を講じる必要があると考えています。そこで、被害の実態についてお尋ねします。まず、有害鳥獣の生息状況について、個体数の推移等、わかる範囲でお尋ねいたします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

まず、イノシシの生息数については、目撃が難しく、行動範囲が広いことなどから、生息数を推定する有効な調査方法が確立されておらず、的確な生息数の把握は難しいのが現状でございます。鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて、長期的な観点から管理を図る必要がある場合に、県知事が定めることができる、第5期福岡県第二種特定鳥獣管理計画においても県単位での生息数が明らかにされていないことから、本市内に生息する有害鳥獣の正確な生息数については不明でございます。

しかしながら、有害鳥獣被害防止対策を行っていくにあたっては、数値に基づいた行動が求められることから、環境省が平成26年度に行った鳥獣の生息状況等緊急調査において、沖縄県を除く九州地方のイノシシの生息数が42万頭から63万頭と推計されており、これを飯塚市の森林面積において推計いたしますと、本市におきましては、1600頭から2400頭程度が生息しているものと推定をしております。

また、鹿につきましては、福岡県第二種特定鳥獣管理計画におきまして、犬鳴地域と英彦山地域を中心に2万5300頭が生息すると推計されております。飯塚市に限定した正確な生息数は把握できておりませんが、毎年、約240頭の捕獲数で増減していないと推計いたしますと、鎮西地区や筑穂地区を中心に500頭から700頭が生息しているものと考えております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、農家の方が時間をかけ、丹精込めてつくった農作物を、ようやく収穫という時期に被害に遭い、生産意欲が低下する上に、農産物の価格が低迷している中、このままでは耕作放棄をせざるを得ない状況もあるのではないかと心配があります。有害鳥獣被害による被害額等の被害状況について、お伺いします。

○副支部長（古川恵二）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

イノシシ、鹿の農作物への被害状況につきましては、筑豊農業共済組合に被害補償の申請があったものについての金額でございますが、イノシシ被害が平成27年度は、水稻で被害面積12.36ヘクタール、被害額1339万1千円、豆類で被害面積0.68ヘクタール、被害額が35万4千円、合計で被害面積13.04ヘクタール、被害金額1374万5千円となっております。

次に、鹿の被害でございますが、平成27年度は、水稻で被害面積0.2ヘクタール、被害額が21万6千円、豆類で被害面積0.73ヘクタール、被害額は38万3千円、合計で被害面積0.93ヘクタール、被害金額59万9千円となっております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今、ご答弁いただきますと、合計約1433万円になりますが、これまで、有害鳥獣対策については、銃器による駆除、箱罠による捕獲、防護柵設置による被害防止を講じてきたと思いますが、どのような効果があったのか、お願いいたします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用するため、飯塚市、嘉麻市、桂川町各市町の猟友会、JA、森林組合等で構成しております嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会において、駆除及び防護柵設置事業を実施してきております。この協議会による駆除活動におきまして、本市内では、平成26年度にイノシシ738頭、鹿239頭、27年度ではイノシシ876頭、鹿を248頭駆除いたしております。また、防護柵の設置につきましては、平成22年度から平成27年度まで、市内におきまして、約23万5千メートルの設置をいたしております。

このような対策を講じるに当たり、捕獲駆除につきましては、1頭当たり8千円の協議会からの補助金に加えまして、4月から10月までの期間には、市から7千円の補助金を交付いたしております。このような実績から、根絶することは不可能でございますが、被害が拡大することなく、推移していると思っております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

26年度が977頭、27年度が1124頭ということで、毎年、千頭近く駆除されておりますが、なかなか被害も減っていないと。

次に、被害防止に向けた対策について、お尋ねします。まず、個体数の増減が被害額に関係すると思われませんが、本年度の被害削減に向けた目標額について、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

平成19年に策定されました鳥獣被害防止特別措置法に基づきまして、農林水産大臣が作成する基本方針に即して、市町村が作成する被害防止計画を、飯塚市では、嘉飯桂地区鳥獣被害防止計画としてこれを定めております。本計画におきまして、飯塚市におけるイノシシ等による農作物被害について、平成26年度被害面積13.92ヘクタール、被害金額1600万2千円を、平成29年度には9.75ヘクタール、被害総額を1100万円にまで減少させることを目標と

して立てております。

また、平成28年予算におきましては、駆除に対する補助金額の算定といたしまして、約千頭の駆除頭数を計画いたしております。これは、本市において被害の多くを占めるイノシシの生息数が約2千頭と推測し、この中で成獣のメスが200頭で、1年に1度の頻度で6頭前後の子を出産し、生存率70%と想定すれば、駆除を行わなければ約840頭が毎年ふえる計算となることから、鹿の駆除数も考慮して、駆除する頭数を計画している状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

それでは、今ご答弁いただきました1100万円まで減少させる目標ということですが、それを達成するためにどのような対策を講じていくお考えか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

これまで行ってまいりました、銃器や箱罠による捕獲駆除、防護柵の設置による被害防止をこれからも継続して行ってまいりたいと考えております。このため、国県等の補助を最大限活用し、嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会での対策実施や市独自の支援を行うとともに、JAを初めとする関係団体との連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

次に、ふえすぎたイノシシ、鹿等が農産物や生態系に深刻な被害を与えることのないよう、目標の達成に向けて努力していただくよう希望いたします。近年、野生鳥獣が山里や住宅地におりてくる事例が現れており、その対処について、直接相談を受けることもあります。その理由としては、生息している山林の環境がいろいろな状況で変化している、また、不足する餌として農作物を求めるようになったり、中山間地域の耕作放棄地の増加と里山利用の減少によって、生息域が拡大しております。田畑への侵入はもとより、住宅地への侵入が日常化しているといわれています。市に対しても、住宅地等での野生鳥獣の出没による通報を受け、その対応を行っているかと思いますが、どのような状況か、伺います。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

平成27年度におきまして、イノシシにより、住宅の庭、家庭菜園、周辺の土地を掘り起こすなどの被害発生で、35件の通報がっております。通報を受けた際には、速やかに、駆除員の同行のもとで、現場へ赴き、被害の状況を確認して、近所に箱罠の設置が可能な場合には、今後の餌付けから捕獲までの実施を通報者に説明して、対策を行っております。また、箱罠の設置が不可能な場合には、近所から離れるところで捕獲駆除を実施する等の対応を行っております。また、目撃情報があった場合、その都度、関係する自治会、保育所、幼稚園、学校等へ連絡を入れて、人的被害の未然防止と注意の促しを行っているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

よろしくお願いたします。では、住宅地に出没する野生鳥獣に対しては、人への安全面から銃器による駆除はできないと聞いておりますが、どのような対応をされておられるか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

銃器によります駆除に関しましては、半径200メートル以内に10軒以上の人家がある場合は銃器の使用ができないとの最高裁判例がございますが、現実的には、1軒でもあれば使用すべきではないと考えておりますことから、箱罾による捕獲駆除の方法しかございません。しかしながら、箱罾の設置については、間違っ、子どもや犬、猫等のペットが罾に入る危険性があるため、住宅地での設置が難しく、その場合は、近隣の山林等に設置することとなります。このことから、市街地に出没したイノシシ等については、森林へ誘導し追い払う方法をとっているというのが現状でございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

ご苦勞をおかけしますが、よろしくお願ひいたします。次に、有害鳥獣被害防止対策に大変なご苦勞があると感じておりますが、手を緩めることなく、粘り強い対応が必要であり、これまでの対策に加えて、新たな創意工夫を講じていくことも必要と考えます。とりわけ、駆除員の高齢化による担い手の育成や確保が課題であると思ひます。今後の対策、展望について、どのように考えてあるのか、お伺ひします。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

本市の駆除員は銃器と箱罾をあわせて、平成27年度65名、28年度は61名となっております。平成28年度現在、年齢構成といたしましては、80歳代が5名、70歳代が19名、60歳代が31名、50歳代は4名、40歳代が2名となっております。高齢化に伴ひまして、年々減少していくことが想定されております。このため、現在は地元の猟友会会員が駆除員として活動しているものを、近年、事業進出が見られる警備会社等の民間企業が担っていくよう、県下一斉の取り組みとして検討を始めるよう福岡県に申し入れを行っておりますし、市においても、そのような協議を今後、関係者と行ってまいりたいと考えております。

また、現在、鳥獣被害防止特別措置法の新たな改正が検討されております。内容は、箱罾の設置数30個までの制限をなくしたり、公道での捕獲を一部可能とすることで、一層の捕獲駆除の推進が図れるというものでございます。規制の緩和がなされれば、速やかに体制を整え、対応をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

福岡県に申し入れたということですが、しっかりよろしくお願ひいたします。最後に、一つ紹介させていただきたいと思ひます。昨日、9月15日ですが、鹿児島県の始良市で、「地域に鳥獣を寄せ付けない施策」と題した研修会がありました。これは私も参加したかったのですが、本会議中でしたのでかないませんでした。内容は、宮崎県の木城町の有害鳥獣対策アドバイザーの取り組みを研修の材料とされたものです。この方は、捕獲、防護柵なしで4か月で猿被害をゼロにしたと、これは猿ではございますが、このように全国の自治体が日々奮闘されておられます。本市においても、長期間、農家の方の生活の糧を食い荒らすばかりか、住民生活そのものにも不安を与えております。農村部の疲弊を見透かしたように、山から下りてきた野生動物が、地域の疲弊を加速させないよう、しっかりと対策を講じられることをお願ひして、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

3つ目の、公立学校の体育祭における組体操について、質問いたします。現在、社会問題になっている体育祭での組体操、特にピラミッド、タワーによる事故について、国会の超党派により文科省に申し入れを行い、3月25日にスポーツ庁が「組体操等による事故の防止について」を发出しております。それを受け、全国の自治体では禁止する流れが加速しております。大阪市教育委員会は段数の制限から一転、2月9日に、全国で初めてピラミッド、タワーの組体操を来年度から禁止、ほかに、千葉県流山市教委の禁止、同じく千葉県柏市教委も禁止の検討を始めておられます。また、隣の福岡市教委も5月に全市立学校の運動会、体育大会で実施しないことを発表しております。

本市においては、組体操の中止等の話は聞いておりませんが、スポーツ庁が3月25日に发出した通知「組体操等による事故の防止について」を飯塚市教育委員会はどうに捉えておられるか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本市では各学校に対しまして、スポーツ庁が3月25日に发出いたしました通知「組体操等による事故の防止について」、これに基づきまして、組体操等による事故の防止について指導を行っており、ここには体育祭や運動会で組体操を実施する際の重要な注意事項等が通知されているというふうに捉えております。その主な要点は、組体操の実施にあたっては、校長の責任のもとで組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的、計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることであり、各学校には事故防止対策等について再度確認し、事故防止の徹底に努めることなどであるというふうに捉えております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今ご答弁いただいた分は、发出された文章をそのまま読んでいただいております。次に、子どもの安全を第一に、教育委員会、学校長の責任で1件も事故を出さないと言いつつも、毎年8千件以上の事故が全国で発生しております。特に小学校が6300件で、このうち73%が組体操です。大きな原因として、私たちの時代は中高生で行っていたものが、体力の伴っていない小学校への低年齢化によるとしています。そこで伺いますが、本市における組体操の事故等の現状はどのようなになっているか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本年度、組体操による事故で病院での治療を行ったものとしては、小学校は0件、中学校は11件でございます。中学校の11件の内訳は、鎖骨の骨折、足首の骨折がそれぞれ1件、ひじ、足首等の捻挫、打撲によるものが8件、ひざの擦り傷によるものが1件となっております。また、昨年度、平成27年度では、組体操による事故で病院での治療を行ったものとして、小学校では骨折が2件、捻挫、打撲が9件、擦り傷等が1件となっております。中学校では、骨折が3件、捻挫、打撲が7件という状況でございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

この2年間だけ見ても、連続して骨折事故が発生しております。どのような安全対策をされてきたのか疑うところでございます。もう少し子どもの安全に対し、しっかりやっていただきたいというふうに思います。また、どの程度の難易度かわかりませんが、無理があったのではないのでしょうか。そこで伺いますが、本年度の秋の体育祭になるとと思いますが、実施予定はどのようになっているか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本年度、既に組体操を実施した学校につきましては、小学校が4校、中学校が10校ということで、全学校が実施をしております。また、今後の分でございますけれども、組体操の予定といたしましては、小学校14校が予定をしているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今のご答弁ですと、この秋も小学校が組体操を実施するというようなことですが、冒頭のスポーツ庁が公立の小中高、私立学校、国立大学の付属校、高等専門学校と、全ての学校に対して出したこの事務連絡の中に、教育委員会、学校等におかれては、日ごろより、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところではあります。依然として、多くの事故が発生している状況にあると。また、先ほどのスポーツ庁の指示ですが、5項目にわたり細かく指示された中に、「確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合は実施を見合わせる」と、また、「小学校での事故の件数が相対的に多いこと」などが通知されております。しかし、この秋も小学校も組体操を実施するとご答弁されましたが、春に行われた体育祭での事故を踏まえ、どのような検討がされ、安全にできると判断されたのか、伺います。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

春に実施された組体操による事故の実情を踏まえまして、市内全小中学校に対して、改めて組体操等による事故の防止に関する通知を行い、事故につながる可能性のある技については、その中止を含め判断することなどを各学校長に指示をいたしております。また、あわせて、今回の春の体育会における事故の具体的な状況を伝え、さらなる注意を喚起いたしました。このことを踏まえまして、秋に組体操を実施する学校においては、十分に安全配慮、安全対策を講じた上で組体操を実施するというふうに判断をしております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

事故0件を願って、やっていただきたいと思います。次に、その実施校へどのような指導を行ったのか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほどご紹介いたしました、スポーツ庁が発出した通知文書、これに基づきまして、5月6日の飯塚市教育委員会の校長会議におきまして、全小中学校の学校長に対して、「組体操を実施するねらいを明確にするとともにその安全対策について全教職員で共通理解を図ること」や「練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握しその状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に

見直し、万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり、さらなる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと」などを指導いたしました。また、事故が起きたときには、速やかに報告を行い、その中で事故の原因や再発防止に向けた具体策についても報告するように指導をいたしております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

活動内容を見直したりということですが、実際、教育委員会の皆さまも練習風景等を、今練習をやっている最中かもしれませんが、見ていただければというふうに思います。どのような危険があるのか、危険がないのかをしっかりと見ていただきたいと思います。

次に、組体操を実施する上で、専門家の話によりますと、実技等の研修を受けた専門の先生が必要と言っています。これは、子どもが上から落ちたときに、受け止める訓練をしていないことも事故の要因というふうに考えられております。当然、なかなかそういう事態に遭遇するかどうかというのはわかりませんが、実際、子どもが落ちてきたときにどういうふうに受け止めてあげるんだという研修をされていないと。本市には、小中学校にはこのような専門の先生がいないと考えますが、ピラミッド、タワー等の安全対策において、この点をどのように配慮されているのか、お伺いします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

各学校におきましては、体育を専門とする教員が中心となりまして、組体操指導の注意点や、教職員の配置計画等、組体操による事故防止に向けた安全対策をまとめ、その内容を職員会議等により全教職員に伝え、どの教員も共通に安全対策を実施することができるように取り組んでおるところでございます。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今後の体育祭での組体操について、教育委員会としてどのようなお考えなのか、お伺いいたします。

○副議長（松延隆俊）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

先ほどもご報告いたしましたように、2学期も小学校14校が運動会で組体操を実施することから、改めて全小中学校に対しまして、組体操等による事故の防止について指導するとともに、本年度起きた事故の内容や状況等を伝え、さらなる注意の喚起を実施し、事故ゼロに向け、再度自校の安全対策を見直したり、安全対策の周知の徹底を図ったりするよう指導いたしております。また、全小中学校の体育祭、運動会が終了後は、本年度の組体操の取り組みについての反省を校長会議におきまして、実施をする予定にしております。

○副議長（松延隆俊）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

周知とか、会議とか言われておりますが、絶対事故のないようによろしくお祈りいたします。最後になりますが、体育祭での最終種目でもある組体操は、子どもはもちろん、保護者の方も楽しみにしてある方が多いと思います。しかし、一方で骨折事故、障がいが残る重大な事故も発生しています。今後、教育委員会、学校、保護者などで十分検討をされ、子どもが安全に学校生活を送

れるよう要望し、この質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員に発言を許します。19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

国際交流について引き続きの、毎本会議ごとに質問させていただいておりますけれども、今回もよろしく申し上げます。

各申出書に対する話し合い、その後の経過についてということですが、飯塚市庄司地区の飯塚霊園にあります国際交流広場に関しまして、さまざまな問題が指摘をなされながら、はや16年が経過をしております。私は市長を初め誰もが追悼できる国際交流広場にふさわしい有意義な施設になってほしい、そういった思いから平成26年6月議会から始まり、平成27年12月、28年では3月、6月でも質問させていただきました。今回もこの問題解決にむけ質疑並びに指摘をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくご答弁のほどお願いをいたします。

まず、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会へ提出した協議申出書にのっとり、6月議会以降にも協議をなされていると思っておりますが、その協議内容についてお答えください。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成徹）

平成28年2月18日付で提出いたしました協議申出書にのっとり、NPO法人国際交流広場無窮花堂友好親善の会の理事長と数度協議を行っております。その主な内容といたしまして、慰霊碑の内容の協議検討でございます。慰霊碑の追悼文に明記されております「強制連行」及び「15万人」につきまして、平成12年の建立当時での市の判断としまして、戦前戦中の筑豊を支えたのは、日本人を初め、日本にいられたたくさんの朝鮮人の方々が炭鉱労働者として石炭産業に携われてこられたことであり、そういった方々を追悼し、国際交流及び国際親善の一助になってほしいとの思いがあったと推察いたします。このことから市民の皆様誰もが慰霊できるような場所になってほしいとの思いから市といたしましても、当時の状況も鑑みながら、市なりに昭和20年当時の福岡県事務引継書にございます福岡県特高課資料を解釈しましたところ、15万人というのは、炭鉱労働者だけではなく、福岡県内全ての朝鮮人の人数となっております。筑豊地域に朝鮮人炭鉱労働者が15万人居たという根拠がないことから、市といたしまして追悼文の修正案を作成し無窮花堂友好親善の会の理事長に提出をしております。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

今ご答弁いただきました内容で戦前戦中の筑豊を支えたのは日本人を初め、日本にいられたたくさんの朝鮮人の方々が炭鉱労働者として石炭産業に携われてこられたと、そういった方々を追悼し、国際交流及び国際親善の一助になってほしいと、そういった思いでこの国際交流広場を許可したと、いわゆる国際交流広場を施設として今供与しているということ、これは市の目的であったらと思うんですよ。こういった方々を追悼するというものが市としての目的であったのだろうというふうに思いますが、最後に、部長答弁で推察しますというふうになっておりますね。これはあなた方の思いなんでしょう。市としてこういったものがきちんと明文化された目的として、こういったものがあつたのかどうか、その明文化された目的があるとするならば、その目的の横には必ず規則というものもあるはずなんです。その規則にのっとり運用すると。しかしながら、規則に反するようなことがあれば、そこにはもうひとつ罰則というものもなくてはおかしいというふうに思うんですね。そういった明文化された文書っていうのがあつたのかなかつたのか、それだけで結構ですから。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

当時の協議をした内容等々の中に、当然先ほど申しました内容のことも含まれておりましたので、直接このような内容のところ具体的に記載があったというところではございません。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

いやいや、明文化された、そういった文書があったのか、なかったのかということです。これはなかったというふうに聞いているんですよ。目的、規則については、また後ほど述べさせていただきます。

それからですね、筑豊地域に朝鮮人炭鉱労働者が15万人にいたという根拠がないことからというふうなことも答弁されました。これは市の判断として、この判断材料になったのは、昭和20年当時の福岡県事務引継書にある福岡県特高課資料を解釈したところというふうになっていきますね。15万人というのは、炭鉱労働者だけではなくて、福岡県内全ての朝鮮人の人数となっております。したがって炭鉱労働者が15万人いたという根拠がないということは、市は判断をしているということでもいいんですね。これ、確認させていただきます。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

先ほど申しましたとおり、当時の資料といたしましては、先ほど申しました特高課の資料しかございませんので、その中の数字から見ますと、15万人というのは、福岡県内におられた朝鮮人の方の人数というふうに認識をしております。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

以前から申しておりますように、あの飯塚霊園内にあります国際交流広場には国籍、宗教に関係なく筑豊を支えた先人である日本人以外の朝鮮人を初めとしたアジア諸国の炭鉱労働者を追悼するための慰霊碑等につきましては、私もあって必然だと、当然だというふうに思っております。顕彰するためのそういった施設というのは、やっぱり先人を顕彰するという意味では、あって当然だというふうに考えております。市長を初め多くの市民、住民が顕彰し慰霊できる、そのような施設になってほしいという思いで、こういった質問をずっと繰り返し繰り返しやらせていただいているわけですが、このことから過去に市と無窮花の会が取り交わしました覚書に今となっては必要はないのではないかと。さまざまな情勢の変化も考慮し、追悼文それともう一つの問題、あそこは歴史回廊なんかがレリーフとしてありますよね。こういったものも非常に誤解を招きやすいようなものになっています。そういった表現は、加筆修正する必要があるというふうに、さらにその思いを強くしているのですけど。そのことについて、交流の親善の会の理事長に追悼文の修正案を提出されたということなのですが、その内容について教えてください。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

追悼文では、数多くの朝鮮人と外国人が日本各地に強制連行されたと記されておりますが、強制連行されたという表現を労働に従事しましたと加筆修正し、また、ここ筑豊には15万人にも上る朝鮮人が炭鉱で過酷な労働を強いられたと記されている部分につきましては、「15万人に上る」という表現を「数多くの」と加筆修正した内容の案を提出しております。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

強制連行されたということと、15万人、これについて加筆修正をしてくださいという申し出が出されているということですが、もう1点ですね、炭鉱で過酷な労働を強いられたと、これは英文でも書かれておりましたが「slave」というような表現になっているわけですね。奴隷的な過酷な労働を強いられたというふうな表現、これも修正ないし削除していただくように協議に加えていただきたいというふうに思います。

市のほうで検討した追悼文の案で無窮花の会と協議し、合意に至ったのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

理事長には提出いたしました、理事長の見解としては、今日まで協議の経過からしても、追悼文の加筆案については協議をするが、今回提出された市の案は修正されたものであり、無窮花の会としては、受け入れられないとの回答でございました。また、市で解釈しました福岡県特高課資料による朝鮮人労働者の人数について説明をしておりますが、合意には至っておりません。ただし今後も新たな資料が出てこない限りは、この福岡県特高課資料が一定の判断材料に成り得るものと思慮しますので、国際交流広場が国際親善の一助となってほしいとの願いを込めまして、どのような内容にするかを含めまして、今後も継続的な協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

この15万人というのがどういった根拠かというのが、これだけいろんな事実が今、もう出てきているわけなのです。県の特高課による15万人というのは福岡県内全ての朝鮮人、これは炭鉱労働者だけではなくてということもはっきりしております。その数字が、この無窮花の会には一つの根拠になっているのかなというふうに思うのですが、それは全く違った認識だというふうに感じております。しかも加筆は認めるが、修正は認めないということなのです。非常に強硬な思いだというふうに感じます。先ほども述べましたように、この問題は、私は3年前から質問をさせていただいております。その経過で今回やっと市のほうから追悼文の案を無窮花の会に提出をしたと。また無窮花の会の理事長も、ある意味ですね受け入れた、その対応としては協議に乗ってきたのかなというふうに思います。しかしながら、今いうふうに加筆は認めるが修正を認めないといったようなことも、強硬な思いを持っておられるようです。私なりに何がしかの成果というか前進は少しずつしているのかというふうには思いますが、何分時間も経過しておりますので、突き詰めたさらなる協議というよりも、もう結果を出していただくべく、強硬な協議というものをさせていただきたいというふうにお問い合わせするわけです。

それと、前回の6月議会で納骨者名簿については、無窮花の会について早急に整理を行い提出するという回答でしたが、名簿の提出はありましたでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

納骨者名簿の整理につきましては、時間が経過しており整理に苦慮しているところでございましたが、提出はなされております。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

納骨者名簿が提出されたということであれば、私どもも実際に現場に行ってみてもおりますが、以前から指摘しておりました徴用期間等とは合致しない遺骨が納骨されている。そのことは市のほうでも確認できたのではないかというに思いますが、碑文に書いている内容とは全く関係のない遺骨が無窮花堂に収められているわけです。加えて、飯塚市霊園条例第3条によれば、霊園内においては、焼骨は見えないように埋蔵、要するに土の下に収めるというのが基本なのです。霊園条例第3条に反する納骨堂の建設を議会に説明することなく許可していたことになる。そういうことになるわけですよ。自治体としての法律順守は当然のことながら、2000年から市の条例のみならず、国が定めた法律、埋葬法というのがあるのですが、そういったものに飯塚市が法を犯している可能性が出てきたことをここで指摘をさせていただきます。

次に、英語版パンフレットについてですが、過去の議会では、「slave」という英語表記についてのみ触れてきましたが、その日本語パンフレットでは、67万人以上の朝鮮人のうち筑豊へは15万人が連れて来られたと表記をされております。英語版パンフレットを和訳してみると、英語表記の中段ほどに67million、要するに67万人ではなくて、6700万人という表現ですね、それから筑豊に連れて来られたのが15million。これは15万人ではなく、1500万人といったような誤った表記がなされているわけです。このような誤った表記のパンフレットを発信するという事は、非常に問題がある。これは意図的にそうされたのか、本当に間違いなのかというのははかり知れないところなのですが、このことについてはどのように考えますか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

市としまして、誤った表記のパンフレットが発信されるということは非常に問題があると考えますので、その部分につきましては、早急に英語版パンフレットの和訳等を行いまして、問題がある場合には無窮花の会に対しまして、誤記パンフレットの破棄や配布の中止について提案してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

要は飯塚市が許可をしたということが起因しているわけですけど、これは本当に罰則に値しますよ。こういったものは、早急に回収なり破棄をしてもらおうと、破棄をさせるというぐらいの強い指導力を飯塚市は持ってもらわないといけないというふうに思います。

ところで、無窮花の会の現住所はどこになっていますか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

飯塚市新飯塚24-3、労働会館3階でございます。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

労働会館は市の施設だと思いますが、所管しているのはどこですか。

○副議長（松延隆俊）

都市建設部長。

○都市建設部長（菅 成微）

経済部商工観光課でございます。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

それでは労働会館についてお尋ねをしますが、労働会館とはどういった施設なのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

飯塚労働会館は飯塚市の所有物件でございまして、労働関係を所管しております商工観光課が現在担当をいたしております。飯塚労働会館につきましては、労働者の福祉向上に資する活動を行うことを目的として使用し、そのほか諸団体も福祉の向上を図る目的に使用するものとして、飯塚労働会館運営協議会に無償で貸与しているところでございます。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

運営協議会に無償ということは、ではなぜ無窮花の会がこの施設を使用しているのか、しかも運営協議会が無償ということであれば無窮花の会も無償だというふうに理解していいのでしょうか。

○副議長（松延隆俊）

経済部長。

○経済部長（田中 淳）

労働会館の使用に関しましては、飯塚労働会館管理規程によりまして、飯塚労働会館運営協議会に諮り、同協議会で使用を許可するものでございます。労働会館の使用に当たり、次の6つのいずれかに該当する場合は、飯塚労働会館の使用の許可は行われないうことになっております。

その6つといいますのは、第1に、公益を害するおそれがあると認められるとき。第2に、労働会館内の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。第3に、建物または付属品を汚損もしくは、棄損するおそれがあるとき。4番目に、指定以外の場所又は物件に屋外広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置するとき。5番目に、美観風致を維持するため、著しく阻害するおそれがあるとき。6番目に、その他、会長において労働会館の管理運営上不相当と認めるとき、でございますが、NPO法人無窮花堂友好親善の会に関しましては、このいずれの項にも該当しないということから使用許可というふうに認識しているところでございます。また、NPO法人無窮花堂友好親善の会に関しましては、飯塚労働会館運営協議会が使用料を徴収いたしまして、使用を許可していると伺っております。

○副議長（松延隆俊）

19番 藤浦誠一議員。

○19番（藤浦誠一）

使用料というのはどういう性格のものですか。共益費みたいなものなのでしょうか。今6項目、許可ができないという項目を言われましたけど、その内の1番目、公益を害するおそれがあると認めるとき、これは許可をしないということでしょう。この組織は公益を阻害していませんか。というよりもですね、公益とは何ぞやということなのですよ。市民とか市民生活に公益を与えるといったような活動する団体でなくてはならないということじゃないのかなと思うのです。この1項目目に私は当たるのではないかなというふうに思いますよ。やっていることは反日運動ではないですか。市民がそれを許容できます、多分、できないと思います。それで、飯塚労働会館規程で認められても、そもそも先ほど答弁された飯塚労働会館の使用目的である労働者の福祉向上に資する活動や福祉の向上を図る目的に当てはまらないのではないのかなというふうに思うわけです。

私の手元には、無窮花の会が発行した「No. 39 無窮花通信」というのがあります。理事長、在日本朝鮮青年同盟筑豊支部の方、朝鮮総連筑豊支部の方が、この無窮花通信には、いろいろ投稿、記事を書いておられますが、私のこういった一連の質問等々にも、あるいは正常化を求める会の、陳情された団体ですけど、そういった団体に対してのさまざまな意見が出ております。言論はお互いに自由ですから、それをとやかく言うつもりはございませんが、それはいいとして、会報を見る限りこの団体の活動というのは、労働者の福祉向上に資する活動をする団体ではなく、政治活動そのものを行う団体ではないかということを感じるわけです。そういうふうに思って定款を調べたら、第3条の目的に、在日コリアンと日本人に対し、人権、平和、歴史に関する事業を行い、日韓、日朝の友好親善と朝鮮半島の平和統一の実現に寄与することを目的とするというふうにちゃんと書いてあるのです。これをどう解釈すれば労働者の福祉の向上ということになるのか。理解に苦しむところなのです。使用目的に合致しない団体が事務所として使用していいのか。どう考えてもおかしいというふうに思っています。

無窮花の会の事務所についても、問題がありますよね。というのはなかなか協議申し入れの内容が進展をしていないといったようなこと、今の質疑応答の中で把握ができました。私もそうですが、国際交流広場の正常な運営を求める会においても、過去から何度も述べておりますが、飯塚霊園内にある国際交流広場が、誰もが慰霊できる正常な施設となり、真の国際交流広場となることを望んでいるわけです。覚書というものを交わしている納骨堂部分以外にも碑文、それから狛犬、メールボックスといったものが、飯塚市の公園内の土地を無償で使用して設置されているといった事実もあります。国際交流広場にふさわしいものであれば許容できるわけですが、碑文の修正にも応じず、合意に至っていないのであれば、所有権が無窮花の会のものであっても市は撤去を求めることができるのではないかと、市の管理責任ということを考えて時に、市はこういったものを撤去させるという権限があるのではないのですか。市は早急に何らかの対策、方針を決定する必要があるというふうに思います。

それから、先ほど申しあげました目的という部分で、これは飯塚市の目的と無窮花の会の目的、これはある意味一致した部分がなくてはおかしいのではないかなというふうに思うのです。やっぱり朝鮮人労働者だけではなくて、炭鉱で働いた方々の御霊を顕彰する、慰霊をするといった施設になるということが目的だというふうに思っておるわけです。市の当局の国際交流広場の設立目的というのは、まさにそれであつたのだろうというふうに思いますが、国際交流広場には貸し出し、使用に関する市の条例もしくは規則というものがあるのかということについては、ないということでしたね。それでいいわけですね。ないわけですね。規則がないとするならば、国際交流広場設立当初から今まで、その使用の目的を明確にせず規則をつくらなかった理由は一体何なのだろうと、要は強引に押し込められてとか、そういったものをついつい連想してしまうわけですね。想像してしまうわけです。どうして当初に目的とか規則とかいうものがはっきりしてなかったのか。そういったものがなかったことが、今のこの問題を引き起こしているんだというふうに思うわけです。要するに運用がずさんになり、当初からその場その場で判断されてきたことであり、今日のような問題が今からも引き続いて、この問題がずっと尾を引いてくるというふうなことだというふうに思います。

そもそも当初覚書を交わした団体とは別の法人が現在この地の占有をしています。どのような経過を経て、現在のような状況となっているのか、これもまた疑問が残るところですが、その辺のところは通告をしていませんでしたので、12月議会までにはきちんと通告をして、今もろもろ指摘をしたことにつきましても、通告しながら、一件一件の答弁を求めさせていただきますので、よろしく対応方お願いをいたします。

現在この問題については、都市建設部で対応されていると思います。本当にご苦労さんです。都市建設部については本当に苦労されているというふうに思いますよ。敬意を表します。が、先ほど答弁をいただいたように、労働会館の問題では経済部にも波及をしております。墓地埋葬法

に関して言えば市民環境部です。もはや都市建設部のみで対応できる問題ではないのではないかと
いうふうに思います。1つの部で今までどおりに対応していても、結局は同じ質問を何度も繰
り返す、同じ質疑応答をずっと繰り返す、そういったことになるのではないかと心配もして
おります。この問題は飯塚として重要な問題であり、市民の皆さんも非常に関心を持っておられ
ます。いろんな形で発信をされています。市民の方々もたくさんこの事実を知るに至っているわ
けです。もともとの始まりは総務部が建立を決定したということも考えますと、市長部局のトッ
プである総務部や企画調整部が中心となって、これはやっぱり市長のリーダーシップ、市長が各
部署にきちんとした対応をせよと、このことを真剣に考えて解決するべく努力をせよといった指
導力を発揮していただかないといけないと、そのように考えるわけです。したがって市内部で検
討委員会等々、何らかの委員会を立ち上げる必要があるというふうに思います。この問題は市全
体で取り組み、市としての方針を打ち出すべき重要な問題、また重要な時期だというふうに私は
認識をしておりますし、市当局としてもそういった認識をしっかりと持っていただきたいという
ふうに思うわけです。

12月の議会で、市としてどのように検討し、方針を決定したのか確認をさせていただきたい
と思います。今後は市全体で積極的な協議を行い、一日でも早く誰もが慰霊できる国際交流広場
になることを期待しまして、私の質問を終わります。

○副議長（松延隆俊）

暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（鯉川信二）

本会議を再開いたします。

4番 勝田 靖議員に発言を許します。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本日最後の一般質問になるかと思いますが、できるだけ簡潔に速やかな質問を通告に従って行
いたいと思っています。

まず最初に、児童センター、児童クラブについての所管見直しについての確認ですが、平成
28年6月21日付で、行財政改革推進本部が提出しています、平成29年度の組織機構案につ
いての末尾の部分で、主な所管の見直しということで、児童センター、児童クラブは教育施設内
で運営を行っており、一部施設においては、共有化をしています。事業面でも、児童クラブと放
課後子ども教室では、連携した事業展開も行っていることから、教育委員会の教育部学校教育課
が所管しますと記述してありましたが、これに間違いはないでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

来年度でございますけれども、児童クラブの所管は、学校教育課へ移行する予定となっております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

これは恐らく、女性活躍推進法の趣旨にのっとり、日本経済成長促進のため、我が国最大の潜
在力である女性の力を最大限に発揮し、女性が輝く社会を実現するため、児童を安心して安全な
場所に預けることができる環境整備をつくる必要性から出てきたものだと、私は推測しておりま

す。さらに、文部科学省と厚生労働省が共同で、放課後こども総合プランを提案し、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験、活動を行えるようにしていこうと狙ったものではないかと思えます。つまり、全ての児童を対象として、総合的な放課後対策を構築しようとしているのではないかと考えます。そこで、今回の所管替えにより、学校教育課が担うのは、今まで子育て支援課が実施していた児童クラブと生涯学習課が実施していた放課後子ども教室の事業全てを担うということなのか。事業そのものは、今までどおり子育て支援課と生涯学習課の両課が担いつつ、双方の連携した事業面を学校教育課が担うという理解でいいのか。それとも、それ以外のほかに何か考えているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まずは、ただいまご指摘の両事業をともに、教育委員会の中で執り行うということが前提になりますが、児童クラブの運営は学校教育課が担い、放課後子ども教室の運営につきましては、生涯学習課が所管いたしますので、両事業を学校教育課が担うことにはなりません。しかし、児童クラブに所属をしております児童のうち、その希望者が放課後子ども教室に参加するような事業、いわゆる児童クラブと放課後子ども教室が連動した事業、これも継続してまいりますので、必要に応じて連携をとりながら事業を進めていくということで予定をしております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

放課後子ども教室の運営は、従来どおり生涯学習課が担い、児童クラブの運営を新たに学校教育課が担うということですね。それでは、放課後子ども教室と児童クラブの違いについてですが、今まで実施されてきた子育て支援課、生涯学習課の双方の事業についてですが、そもそも両課で実施していた放課後子ども教室は、法的な位置づけはなく、社会教育事業として実施されているものであり、児童クラブにおいては、児童福祉法第6条2の第2項に規定された、社会福祉事業であると理解しています。このほかにも、いろんな相違点が考えられると思うのですが、お尋ねします。まず、放課後子ども教室及び児童クラブの目的はどういったことになっていますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まず、私どものほうで所管しております放課後子ども教室について、ご説明をさせていただきます。国の放課後子ども教室推進事業、これに基づきまして、学校の放課後や週末等に小学校の余裕教室や公民館等を活用し、各学校、地域との連携を深めながら、積極的な学習意欲を支援する一方、高齢者や異学年など、異なる年齢層者との交流をもつことにより、優しさや積極性、協調性などを身につけ、社会生活の中で必要となる、生きる力と心豊かな成長を支援することを目的として、実施している事業でございます。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

児童クラブ事業につきまして、これは児童福祉法に基づく事業でございます。保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等を利用いたしまして、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的としております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

つまり、放課後子ども教室においては、社会生活の中で必要となる生きる力と心豊かな成長を支援することを狙っているということで、安心安全な場所を提供し、多種多様な体験活動を通じた交流活動を行うという目的があり、一方、児童クラブでは、昼間家庭に保護者のいない小学生に生活の場の提供をするだけでなく、保護者に代わって生活指導や健康管理等も実施していくということですね。

では次に、放課後子ども教室及び児童クラブの対象児童、実施場所、利用料等についてはどうなっているのでしょうか。また、利用料について、今後どのように対応していくおつもりなのか、お尋ねいたします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

放課後子ども教室についてでございますけども、対象児童は市内各小学校に在籍する全ての児童といたしまして、従来は地区公民館で活動を行ってございましたけれども、平成28年度より全ての事業を各小学校敷地内の施設で行えるよう、現在、移行を進めているところでございます。利用料につきましては、飯塚市放課後子ども教室推進事業実施要綱、これに基づきまして、事業運営費として教室の開催一回あたりの受講料1000円を各学期の初めの申し込み時に、保護者の方より徴収をさせていただいておるところでございます。またこのほかにも、事業によりましては、材料費等が必要となる場合がございます。これについても、個人負担ということでお願いをしているところでございまして、今後の見通しといたしましては、このような体系で継続を考えております。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

児童クラブ事業の対象児童でございますが、平成27年度の児童福祉法の改正によりまして、ただいまご紹介いただきましたように、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までの児童とし、歩いて安全に帰ることのできる小学校の敷地内、隣接地の児童センター、児童館及び学校借用教室におきまして、21の小学校で児童クラブを実施いたしております。児童クラブの利用料につきましては、1月4千円で、減免措置では、兄弟2人目が25%の減免で3千円、3人目は100%の減免、ひとり親、非課税世帯は50%の減免で2千円、生活保護世帯は100%の減免となっております。また、そのほかに各児童クラブの保護者会では、おやつ代と保護者会費として、1人1500円から2千円の徴収がされているようでございます。児童クラブの利用料は、平成25年度に3千円から現在の4千円に改定を行っておりますので、当分の間は現状のままの利用料でいくのではないかとはいふには考えられます。なお、保護者会費やおやつ代につきましては、各児童クラブ保護者会で決定をされております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

放課後子ども教室は、本来無償というのが建前なんでしょうが、実施要項に基づき、事業運営費として、1回参加ごとに100円徴収で、大体月1千円から1200円、1300円程度ですかね。そういった負担がかかるということですね。一方、児童クラブは利用料がひと月4千円と、おやつ代と保護者会費として、1人1500円から2千円ですので、月5千円から6千円の保護者負担があるということで理解していいですね。今後は、利用料も事業運営費も当分の間は、現状のままで行くということで、これもよろしいですか。では、放課後子ども教室及び児童クラブで提供している事業内容については、どういった違いがあるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

放課後子ども教室でございますけれども、事業内容につきましては、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、各小学校と地域が連携し、児童の積極的な学習意欲を支援するとともに、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、いわゆる異年齢との交流を持つことにより、優しさや積極性、協調性を身につけ、社会生活の中で必要となる力の育成、これを支援するものでございまして、パソコン、書道、そろばん、料理等各種教室を実施しております。

○議長（鯉川信二）

こども・健康部長。

○こども・健康部長（森田 雪）

児童クラブの事業内容でございますが、授業終了後、児童クラブに帰ってきまして、基本的な生活習慣の確立の一つとしての宿題を行い、その後、おやつを食べ、運動場で遊んだり、部屋でゲームや本を読んだり、一部の児童クラブでは遊びながら学ぶ取り組みを20分から30分実施をし、保護者のお迎えを待っております。また、学校休業日には1日のスケジュールを作成し、月に1度は工作教室や手話教室などを取り入れた事業を行っております。どちらも放課後児童の対策でございますが、子ども教室は対象児童が全児童であり、勉強やスポーツ、文化活動を行う教育の場であるというふうに考えております。児童クラブは、就労等で放課後、家庭でみる人がいない児童が対象でございます。保護者に代わって、生活と遊びの場を提供する家庭的な生活の場であり、事業内容にも相違はございますが、一番の相違点は子ども教室は対象が全児童であるのに対しまして、児童クラブは特定の児童が対象であるということでございます。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

事業内容の違いについては、両部長答弁のほかにも運営形態等で、児童の受け入れ時間について、例えば放課後子ども教室では、授業日は大体午後5時までで、学校の休業日にはほとんど実施しないようですが、一方、児童クラブのほうでは、授業日が午後7時までで、休業日には午前8時半から午後7時までと聞いております。それに開設日数についても、長期休業期間中を含め、251日以上を児童クラブでは実施しており、110日前後開設するのが放課後子ども教室だと伺っております。これだけの相違点が明確に浮彫されてきた事業を対象が小学生、施設は学校の空き教室を活用ということで、次年度以降の連携事務事業の部分を担う学校教育課も大変だろうと思うわけです。しかし、メリットもたくさん考えられますし、飯塚市の未来を担う、宝でもある全ての子どもたちの安全安心な放課後等の居場所の確保及び多様な学習体験活動のプログラムの充実を実施する上でも、非常に大切な事業だと思います。

そこで次に、連携した事業内容についてですが、今後、放課後子ども教室及び児童クラブで実施されてきた事業をどういった連携のもとで推進していかれるのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

次世代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携した、放課後子ども総合プラン、これを推進するため、合同プログラム、これを今年度より実施できるところから始めております。本年度のプログラム内容といたしましては、放課後児童クラブの時間と放課後子ども教室事業の時間を1部重ねた時間にできる活動といたしまして、生きる力の基礎を培う体力と耐性、集団生活における他者との協調、同調、これに対する効果が得られるというような理由から、朗唱、これはみんなで大きな声を上げて、唱えるということで、詩の朗

唱、これに取り組んでおるところでございます。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

今、集団生活における他者との協調、同調に対する効果が得られるという理由から、朗唱に取り組んでおられるということでしたけども、今後、いろんな活動にも取り組む際には、ぜひ、留意していただきたいことがあります。それは、特別な支援を要する児童や配慮を必要とする児童については、十分留意して取り組んでいただくことを、ぜひお願いしておきたいと思います。

では、昨年6月の定例議会に、同僚議員の代表質問で、放課後子ども総合プランに対する質問に対して、部長答弁がありました。その部長答弁から今日までの進捗状況並びに実際に取り組んでこられた取り組み事例等がおありでしたら、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

ことしの第1回定例会のときにも答弁をさせていただいた分でございますけれども、平成27年度三学期より、穂波、筑穂、庄内、颯田の各小学校で、放課後子ども教室と児童クラブとの合同プログラム、これを試行的に実施いたしまして、それ以外の小学校につきましては、一学期中に放課後子ども教室の活動拠点を、まずは各小学校へ移行いたしまして、それができたところでは、二学期より合同プログラムの、先ほど申し上げました朗唱、これの取り組みを始めたところでございます。また、本年度に入り円滑な所管替えに向けまして、業務内容の確認や、また、これまでの業務における課題の整理等について、これは午前中についても答弁があったかと思えますけれども、学校教育課と子育て支援課との間での協議を重ねておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ぜひ、円滑な推進をお願いしたいと思います。また部長は、代表質問答弁の中でこうも述べられていました。文部科学省と厚生労働省が協力して、放課後児童クラブと放課後子ども教室の計画的な整備を進めることを受けて、市長部局と協議を重ね、まず活動拠点を全て小学校敷地内に移行するために、小学校の理解のもとで調整を行い、あわせて児童クラブと情報の共有を行いまして、児童クラブと連携した活動プログラムをこの三学期から穂波、筑穂、庄内及び颯田、各地区公民館で試行的に、現在実施しているところでございます。また、残り8館でございますが、平成28年度から一学期を準備期間といたしまして、二学期より整備が整ったところから合同プログラムを実施する予定としております。こう述べられております。この答弁の中で触れられました、既に各小学校には理解を得るための説明会等は実施済みなのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

本件につきましては、実施が済んでいるというふうに認識をしております。これは、生涯学習課のほうが各学校をまわって、具体的な説明も行っておるところでございます。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

これは恐らく、説明会は昨年の12月の校長会の中で、恐らく教育長が教育長あいさつの中でお話しされた中身ではないかと思えます。また、本年1月から3月にかけて、活動教室の確保について、各小学校を個別に訪問し、理解を得ておりますとも述べられていたんですが、各学校に

理解を得て協力をしてもらうためには、私はもっと丁寧に取り扱うとともに、繰り返し説明をする必要があるのではと、そういうふうに感じています。確かに学校のトップは、最高責任者である校長に知らせておけば、トップダウン形式で末端の教職員にまで伝わるだろうと思うのが当たり前ののですが、また、そうならなければいけないんですが、なかなかそれがスムーズにいったないのが現状です。できれば、教頭会の中でも、あるいは教務主任会クラスの研修会等においても、重複してでも構わないので、ぜひ、そういった説明を繰り返し行うべきではないかと思うわけですね。往々にして教育現場であるのが、きちんと理解されてある校長さんは、そういった話を聞くと定例の月末の職員会議等できちんとお話をされるんですよ。そして、そういったお話をされたのを受けた職員が、今度は違う学校の教職員に、「実はこんなことが来年からあるらしいよ」というような話がいった、「うちはそのような話は、まだ校長は何も言わないし、何も聞いてないよ」となって、そこから誤解や不信とか、いっぱい生まれてくるんですね。そういったことを考えたときに、そういった誤解、疑問、不信を生まないためにも、そういった丁寧な説明はしておくべきじゃないかと思います。私自身も、この取り組みは非常に教育界にとっても大切な事業だと思っていますし、これは各教室の空き教室のみならず、今後、今までも使っていたんですが、今まで以上に体育館、家庭科室、図書室、調理室といった特別教室もどんどん活用していくはずなんですよね。そうなったときに、必ず出てくるのが、各学校には、例えば先生方が教科指導とか生徒指導、あるいは教育実習生がきたときには、いろんな空き教室などを使って模擬事業をしたりとか、実際にやるわけです。そういった事前の取り組みをする学校の教職員が多数存在しているわけです。ですから、ぜひ、各学校には丁寧な説明と理解と協力を得るための周知徹底を図っていただきたいと思います。そうすることで、施設を利用するに当たっても大きなトラブルには至らないのではないかと、僕自身は思います。また、子どもや保護者等からの相談、そういった案件がきたときでも、こういったことが、今までは児童クラブの職員のほうにもいったと思うんですね。学校施設を使うということは、先生方がすぐいますので、保護者も一番話やすいわけです。そうなってくると、学校経営とか、学級経営等に大きな支障を来すおそれもあるわけですね。だからぜひ、そういった手だてをとっていただきたいなと思っております。

そこで、今後、具体的にどういった計画のもとで、連携した事業に取り組み、推進していこうとしているのか、お尋ねします。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

これは、さきにも述べさせていただきました、次世代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後を安全安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるような一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室と連携した放課後子ども総合プラン、これを推進するため、放課後子ども教室開催前に児童クラブとの合同プログラム、これを今年度から随時実施をさせていただいているところでございます。合同プログラムもご紹介いたしましたように、朗唱を行っておりますけれども、今後は、そのプログラムの内容や事業実施方法等を放課後児童クラブの担当者や各地区放課後子ども教室推進事業運営委員会と協議をしながら、連携を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

今後は、合同プログラムの内容や事業実施方法を放課後児童クラブの担当や各地区放課後子ども教室推進事業運営委員会と協議しながら、連携を進めていくと言われておりますので、ぜひ、そのとおりに進めていただければ幸いです。

そこで1点だけ追加でお尋ねしたいんですが、今、部長答弁のなかに放課後子ども教室推進事

業運営委員会というのが、ちょっと私もこれは珍しいと思うんですよね。若干これについて、ご説明願えたらありがたいんですが、答弁願います。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

この放課後子ども教室推進事業運営委員会というのは、各自治体でも教育委員会のほうで設置をされておるような状況でございますが、飯塚の場合には、これの実施要綱を制定をいたしまして、それに基づいて、この事業の円滑な活動推進、運営についての検討協議を行うことを目的といたしまして、各校区単位に、先ほどご紹介いたしました運営委員会、これを設置されております。委員会の構成は、それぞれの委員会におきまして、各地区で差異はございますけれども、大体の構成といたしましては、運営委員長、副委員長、会計監査、コーディネーター等で構成をされております。具体的に、中に入ってらっしゃるメンバーにつきましては、まずは学校関係者、それから自治会関係者、青少年健全育成団体関係者、子ども会、PTA関係、また民生児童委員関係等の地域住民の方により構成をされております。それから、会議の回数につきましては、年間、または学期ごとの計画検討会議、これを行うということで年間に3回ほど各地区で開催されているような状況でございます。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ありがとうございました。質問としては最後になりますが、今回の所管替えにより、各小学校が担うべき役割だとか、支援、そういったものはどういったものがあるのか、お示し願えますか。

○議長（鯉川信二）

教育部長。

○教育部長（瓜生 守）

まず私どもの想定といたしましては、児童クラブの運営を学校教育課が所管する、このことにより、市内の各小学校が児童クラブの運営を担うというようなことは、想定をしておりません。これまでも児童クラブと小学校の間では、生徒指導や特別支援教育にかかわる相互の情報交換や連携等が実施されております。このような児童クラブと小学校の連携がより円滑に進み、よりよきものに高まっていくよう、学校教育課として支援や指導をしまいるということにしております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本当にありがとうございます。今回の所管替えにより、学校教育課が担うのはという質問に対して、部長は児童クラブの運営は、学校教育課が担うといった答弁をされたので、最初のほうで、多少ちょっと疑問を持ったんですが、ただいまの答弁で、市内の小学校が児童クラブの運営を担うようなことはないというふうなことを言われたので、若干これは安心したと同時に、当然だろうと、そういうふうに思いました。今後、児童クラブと小学校の連携がより円滑に進み、よりよきものに高まっていくよう学校教育課としての支援や指導に期待をしておきたいと思っております。昔から教育界では、教育推進には学校教育と社会教育が連携し、両輪で推進して学校を活性化していく必要があると随分言われてきたんですね。そこで、飯塚市が取り組んできました児童クラブや放課後子ども教室の事業は、まさに平成14年度からスタートした総合的な学習の時間を学社連携のもとで一層推進させようとする礎になったのではないかと思います。そして、今回の所管替えで学校教育課が所管するということは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、さらに一歩進んだ形で学習の場や活動など、両者の要素を部分的に重ね合わせ

て、子どもの教育に取り組んでいこうとする学社融合の最も進んだ形の取り組みではないかと、僕はそういうふうに理解しています。しかし、現在の学校教育現場は、学力向上、反復学習、協調学習、さらにはICT活用の英会話推進、次から次へと課題が設定され、まさに教職員には現在ゆとりがないような状況が生まれております。そういったことを十分認識していただくとともに、学校教育課も教育現場もお互いに負担を感じないよう、しかも無理が生じないよう、留意しながら、今回の所管替えによる推進を、ぜひ進めていただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、高齢者の健康増進のための施設・設備充実について、お尋ねいたします。

まず、施設設備についてですが、飯塚市では全ての人が生き生きと笑顔で暮らせるまちを目指し、自主的な健康づくり活動を促進するため、健康づくり事業や誰もが利用できる飯塚市ウォーキングコース100選マップ等、そういったもので整備等を行い、健康で幸せに暮らせることができる健幸都市づくりを進めています。こういったことが、第2次飯塚市総合計画案においても、高らかにうたっておられます。そこで現在、飯塚市における健康づくりの中心拠点として、新しくオープンしました、いづか健幸プラザのほか、市内の各地区の健康づくりのためのトレーニング室を備えた福祉拠点施設としてはどういった施設があるのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

市民の健康増進や健康保持などを目的といたします公の施設といたしましては、現在、穂波福祉総合センター、庄内保健福祉総合センター、これは通称ハーモニーと申しますけども、これと普通財産の施設といたしましては、筑穂保健福祉総合センターがございます。穂波総合福祉センターにつきましては、平成16年6月開設、庄内ハーモニーにつきましては、平成11年3月開設、筑穂保健福祉総合センターにつきましては、平成10年4月に開設をしております、それぞれに多目的ホール、研修室、浴室、トレーニング室等を備えております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

飯塚市内の各福祉拠点施設では、市民の健康増進や保健意識の向上を狙った、総合的な福祉サービスを展開していると思いますが、それらの運営主体はどこが担っているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

現在、穂波福祉総合センターにつきましては、株式会社トキワビル商会、庄内ハーモニーにつきましては、飯塚市社会福祉協議会がそれぞれ指定管理者としまして、管理運営にあっております。また、筑穂保健福祉総合センターにつきましては、飯塚市社会福祉協議会が無償貸与によりまして、施設の管理運営を行っているところでございます。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

次に、それらの各福祉拠点施設内には、先ほど部長が答弁されましたけれども、多目的ホールや会議室、トレーニング室、浴室といった施設を伴って運営されていると思いますが、なかでも健幸プラザを含め、各地区の拠点施設内のトレーニング室で使用しています、健康器具の種類と

台数はどのようになっていますか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

有酸素系トレーニング器具のうち、ランニングやウォーキングを行うトレッドミル、通常ランニングマシンと申しますけれど、これは健幸プラザに5台、穂波に6台、庄内に5台、筑穂に6台設置しております。また、同系器具の自転車漕ぎエルゴメーター、通称エアロバイクと申しますけれど、これを健幸プラザに15台、穂波に8台、庄内に8台、筑穂に3台設置しております。加えまして、筋力系トレーニング器具が、健幸プラザに6台、穂波に10台、庄内に2台、筑穂に6台となっております。また、健幸プラザのほうには、有酸素系と筋力系をあわせました、ボートを漕ぐような器具がございますけれども、これを2台設置しております。これらのトレーニング用器具は、施設を開設した当初から利用してきたものが多い状況でございます。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

ここで一つですね、確認していただきたいことがあるんですが、今、庄内に5台という、要するにランニングマシンですが、これは実は、私が10日ほど前に確認しにいったときに5台あるうちの1台が、6月28日から故障しておって、僕が行った前日に部品等がないので、修理不能ということで、現在、4台じゃないかなと、もしかすると私の勘違いかもしれませんが、そこは確認をちょっとしておいてください。よろしくお願いします。

それで、この各施設内のトレーニング室内の利用状況、そういったものはどうなっているでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

平成27年度の利用実績でございますが、健幸プラザは10月にオープンした施設でございますので、昨年半年間の実績となりますが、トレーニング利用者数は、延べ1万301人で、1日平均58人、穂波のトレーニングルーム利用者は、年間延べ3万7792人で1日平均122人、庄内では年間の延べ1万1066人で、1日平均32人、筑穂では年間延べ8822人で、1日平均30人となっております。合計6万7981人の方が利用されております。また、利用の多い時間帯は、午前9時から11時、また午後1時から4時頃で、どの施設も昼間の稼働率が高くなっております。ランニングマシンとかホームランナーと呼ばれています、トレッドミルにつきましては、穂波でも多く利用されておまして、時折お待ちいただくこともございますが、庄内や筑穂では利用者をお待たせすることなく、対応できる状態であるというふうに考えております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

やはり、かなりの方が、こういった施設を利用されているということが明確になったわけですね。そこで、もう一つまたここで、ちょっとクエスチョンがつくんですが、今、部長が答弁されました、庄内や筑穂では利用者をお待たせすることなく対応できる状態となっておりますという、この根拠がちょっとはつきりしないのですが、何でかという、先ほど4台といたしましたよね。訪問しにいったときに、答弁のとおりで、午前中と夕方は確かに多いんですよ。私が行ったときに、高齢者の70歳以上の方が9人ほどお見えになっていました。そして、ランニングマシンが4台しかありませんので、年をとってくると、自転車漕ぎよりもウォーキングのほうが楽なんで

すね。もう僕が行くと同時に、私を知っていた人ですので、「使えないとばい、これ。もう2カ月ほたってる。」とか、失礼ですけどそういう言い方をされたんですよ。それは僕が1回聞いただけではなくて何回も聞いたんですよ。もう一回ここも、ぜひ確認していただければありがたいと思います。申しわけありません。

そこで、そういったところでトレーニングをされたあとに、汗を流したあとのシャワー施設だとか、入浴施設の設備等についてはどうなっているのでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

穂波、筑穂、庄内の各施設にはトレーニングルームとあわせて、男女別のシャワールームが設置されておりまして、それとは別に一般者が利用できます入浴設備もございます。健幸プラザはシャワー施設のみというふうになっています。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

これは、先ほちょっと自分も言ったんですが、答弁のあった各施設の健康器具だとか、入浴施設等に不備や故障が生じた場合に、こういった苦情処理はどういった対応をされているのかというのが、ものすごく聞きたいんですね。また、健幸プラザにおいては、オープンしてからまだ半年程度しか月日がたっていないので、あまり器具等にも故障が見られないかと思いますが、先ほど部長が答弁されたように、他の福祉拠点施設はオープンしてから10数年以上が経過して、故障も修理も厳しい状況にあるのではないかと推測されるわけです。今までにそういった要望等とか苦情がなかったのか、お尋ねしたいんですが。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

各施設の機械器具等に不都合や故障が発生し、利用者がサービスを受けられないというふうなことになるれば、各施設を管理しております指定管理者等と所管課であります、社会・障がい者福祉課が協議いたしまして、その復旧に努めることとしております。比較的軽微な器具、備品等の修繕はそれぞれの指定管理者等が早急に行っておりますが、先ほどから質問のあっております、ランニングマシン等のトレーニング用の器具等は各施設とも開設当初から設置しているものが多く、既に耐用年数を超えて修繕等を重ねながら使用しているというのが実情でございます。また、ほとんどの健康器具は、電子部品と連動していることから、部品等の生産終了とともに年々修理が難しくなっております、加えて、部品等の調達に手間を要し、最終的な復旧までに時間がかかることとなり、ときには利用者の方からお叱りの言葉をいただくこともございます。なお、この器具、備品等の買い換えについてのご要望もいただいております。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

そこで、私が今回一般質問でこの問題を取り上げた一つとして、やはり市民の皆さんが健康づくりの一環として活用してある福祉施設とか、それから健康器具等に故障や不備が生じたときの対応や復旧に、ちょっと時間がかかり過ぎるのではないかと、そういうふうに感じたからです。特に先ほど部長が答弁で言われました、筑穂福祉センターは、これは平成10年、庄内福祉センターハーモニーは、平成11年、かれこれこの2施設は、17、8年が経過しているわけですね。それから穂波福祉センターも平成16年オープンですから、はや12年経過しているわけですから、さらに、健康器具の耐用年数が大体聞くとところによりますと、3年から5年と言われている

んです。どこの施設もその倍以上は使用しているはずなんです。それもほとんど毎日使っているわけですので、やはりそういった、飯塚市内のそういう各拠点施設の健康器具についても、定期的な整備とか、交換をしていく必要があるのではないかと、そういうふう感じているからです。これは、実は私自身が、ことしの1月24、25日に大寒波がきて大雪が2日間ありましたよね。あのときに、自宅のお風呂のボイラーが故障しまして、実は地元の温泉施設にいったんですよ。そのときに、これは本当の実体験ですが、ロッカーに鍵がついていたのが3個か4個しかない。30近くあるんですよ。受け付けで貴重品があれば預かりますというふうことを書いてあって、これでいいのかなど。さらにびっくりしたのが、いざ入浴しました。もう寒い日ですから、あったかい湯が欲しいですよ。水はちよろちよろ、それからお湯はでません。そういった状況が3日間行ったけど、3日間ともです。ただ、これは名誉回復のために言っておきたいんですが、ことしの4月からは指定管理者制度で、ハーモニーは代わって、つい先日に行ったときにはロッカーはきちんと鍵が、それでも3分の2ですけれどね。きれいなロッカーに替わって、鍵が全部ついていました。その際も、私は思ったんですけど、鍵というのは、意外に高齢者になるとかけても、かけてなくても忘れるということがものすごく多いんですよ。なかには、僕の聞いた話と僕の体験した話ですけども、一部のロッカーを自分の所有化している方もいらっしゃるんですよ。鍵がかかっておかしいと思ったら、その中に下着が入っていたり、シャンプーだとかを置いて、鍵は持って帰っているから自分で開けてと、そういうこともあるんですよ。そういったことも今後、考えていかななくてはと。これはちょっと別枠にそれましたけれど。でも現状はそういったことがあるんですよ。そういった経験から、今回こういう質問をさせていただいたわけですけども、やっぱり、実際に課としても修理を重ねながら、稼働しているという答弁があったので、きっとそれはやっておられるんだろうと思います。しかし、健幸都市いづかを市はうたっているわけですよ。そういった割には、健康器具とか設備、備品の整備充実が、私はおろそかになっているのではと、危惧しているわけです。迅速な対応と営繕に努めてほしいと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

福祉部長。

○福祉部長（古川恵二）

貴重なご意見をありがとうございます。備品等を設置しております本市といたしましては、故障等が発生しました場合は、器具、備品の迅速な修繕を行うとともに、早期の復旧と利用再開に努めているところでございます。一方では、修繕を重ねても部品調達の事情から、耐用年数を超えて使用することも限界があるというふうと考えておるところでございます。今後は、器具、備品等の計画的な更新も視野に入れながら、利用者サービスに支障を来さないように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（鯉川信二）

4番 勝田 靖議員にお知らせいたします。発言残時間が3分を切っておりますので、よろしくお願いたします。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本当にありがとうございます。ぜひ、よろしくお願したいと思います。本当に健康づくりの拠点として設置された各福祉施設については、利用される市民の皆さん方にもやはりしっかりとマナーを守っていただくとともに、正しい利用方法に従って活用していただく、これはもう当然のことだと思います。一方で飯塚市においても、健康器具や設備、備品等については、できる限り迅速な対応を、ぜひ、お願したいと思います。私も市長も副市長も含めて、あと数年で恐らく後期高齢者に入るんですよ。そうなってくると、やはり1番に健康に留意して毎日を過ごさねばならないということが、ふと頭に浮かんでくると思うわけです。そういったときに、市長、健幸都市いづかを定着させ、推進させていくためには、やはり僕が言っています、そういう施

設設備、それから定期的な補修、買い換えを含めた予算を、しっかり組み込む必要があるのではないかと思うのですが、市長の素直なご意見をお伺いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（鯉川信二）

市長。

○市長（齊藤守史）

ありがとうございます。私たちの後期高齢者予備軍のために。先ほど部長が言いましたように、随時計画を立てながら、予算の計上を固定化していくというか、耐用年数が3年とか5年とか言いましたけれど、それじゃなくても、もっとあると思いますけど、その都度換えていくとか、そういうのを考えながら進めていきたいと思います。ふるさと納税をそれに使わせてもらおうかなと、心の中で思っていたんですけど、それはちょっと財務と打ち合わせをしないといけないものですから、すいません。

○議長（鯉川信二）

間もなく発言時間が終了いたしますので、最後の質問としてまとめていただきますようお願いいたします。4番 勝田 靖議員。

○4番（勝田 靖）

本当に市長ありがとうございます。本当に自分たちにとって健康というのは生きる全てではないですか。そういった意味で、ぜひ善処をしていただきたいということをお願いして、今回の質問終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鯉川信二）

本日は、議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、9月20日に一般質問をいたしたいと思っておりますので、ご了承願います。

お諮りいたします。明9月17日からは9月19日までの3日間は休会といたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、明9月17日から9月19日までの3日間は休会と決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

午後 3時14分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 28名)

1番	鯉川信二	15番	福永隆一
2番	松延隆俊	16番	吉田健一
3番	瀬戸光	17番	秀村長利
4番	勝田靖	18番	明石哲也
5番	光根正宣	19番	藤浦誠一
6番	奥山亮一	20番	上野伸五
7番	川上直喜	21番	田中博文
8番	宮嶋つや子	22番	城丸秀高
9番	兼本芳雄	23番	古本俊克
10番	永末雄大	24番	道祖満
11番	守光博正	25番	平山悟
12番	田中裕二	26番	坂平末雄
13番	佐藤清和	27番	森山元昭
14番	江口徹	28番	梶原健一

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田代文男

次長 許斐博史

書記 岩熊一昌

書記 山本恭平

議事調査係長 太田智広

書記 宮嶋友之

◎ 説明のため出席した者

市長 齊藤守史

副市長 田中秀哲

教育長 片峯誠

上下水道事業管理者 梶原善充

企画調整部長 森口幹男

総務部長 石田愼二

財務部長 高木宏之

経済部長 田中淳

市民環境部長 大草雅弘

こども・健康部長 森田雪

福祉部長 古川恵二

都市建設部長 菅成徹

上下水道局次長 中村武敏

教育部長 瓜生守

地域連携都市政策室長 久原美保

企画調整部情報推進担当次長 大庭章司

公営競技事業所長 井出洋史

市民環境部次長 吉原文明

都市建設部次長 鬼丸力雄

会計管理者 安永明人